

防災対策特別委員会会議録

平成23年11月2日

場 所 第5委員会室

平成23年11月2日(水曜日)

午前9時59分開会

会議に付した案件

○概要説明

総務部

1. 「津波対策の推進に関する法律」等について
2. エリアメールについて
3. 自主防災組織の実態について
4. 消防団の活動の実態について

福祉保健部

1. 自然災害による被害に対する各種被災者支援制度について

○協議事項

1. 次回委員会について
2. 条例改正案について
3. その他

出席委員(12人)

委員	長	井本英雄
副委員	長	丸山裕次郎
委員		坂口博美
委員		中村幸一
委員		中野一則
委員		山下博三
委員		右松隆央
委員		徳重忠夫
委員		渡辺創
委員		高橋透
委員		河野哲也
委員		前屋敷恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

総務部長	稲用博美
総務部次長 (総務・職員担当)	堀野誠
県参事兼総務部次長 (財務・市町村担当)	岡田英治
危機管理局長	甲斐睦教
総務課長	柳田俊治
市町村課長	鈴木一郎
危機管理課長	金井嘉郁
消防保安課長	山之内点

福祉保健部

部参事兼福祉保健課長	阿南信夫
------------	------

事務局職員出席者

政策調査課主査	松崎勝一
議事課主査	関谷幸二

○井本委員長 それでは、ただいまから防災対策特別委員会を開会いたします。

まずは、本日の日程についてであります。

お手元に配付の日程案をごらんください。前回の委員協議において、県防災対策推進条例の改正に向けて取り組むべきことを決定したところでございます。

そこで、3の概要説明では、執行部から、県の新たな取り組みだけでなく、「津波対策推進に関する法律」等国の新たな動きなどもあわせて説明を受けながら、条例改正の具体的な検討につなげてまいりたいと考えているところであります。

最後に、4の委員協議についてでございますが、本日は、条例改正の正副委員長案(たたき

台)をつくってまいりましたので、具体的な内容について御協議いただきたいと思っております。

本日はこのような日程でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井本委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、これから執行部の説明に入ります。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○井本委員長 委員会を再開いたします。

本日は、総務部及び福祉保健部においていただきました。

それでは、説明をよろしく願いいたします。

○稲用総務部長 おはようございます。説明をさせていただきます。お手元の委員会資料に基づいての説明になりますが、関係する部局が総務部と福祉保健部2部でございますので、福祉保健部から福祉保健課長が出席をしております。

説明事項につきましては、それぞれの担当課長から説明させますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○金井危機管理課長 それでは、「津波対策の推進に関する法律」等について御説明させていただきます。

委員会資料の1ページを開いてください。これが「津波対策の推進に関する法律」の概要でございます。この法律は、前文にもありますとおり、東日本大震災での未曾有の被害を踏まえて、このような惨禍を二度と繰り返さないために、津波対策について万全を期する必要性から制定されたもので、ことし6月24日に施行されております。

前文以降の基本的な構成としては、資料でござらんのとおり、大きくは4つに分かれており、法の基本的な考え方が第1条から第3条、ソフト面における津波対策の努力義務について第4条から第9条に、ハード面における津波対策の努力義務が第10条から第13条、最後に、津波対策に係りますその他の施策に関するものが第14条から第16条にかけてそれぞれ規定されております。

まず、法の基本的な考え方の部分でございます。ここでは、今回の震災での被害を踏まえた津波災害への認識と、特に津波での被害に対して適切な行動——これは避難が中心になると考えます——をとるために、避難施設の整備、教育・訓練の重要性が言われておるところであります。また、観測体制の充実や調査研究の推進、あるいはそのための国際協力の推進が必要であるとの考え方が示されております。

2番目に、ソフト面における津波対策の努力義務であります。ここでは、国としての関係各機関の連携、協力の必要性や観測体制や調査研究の推進の必要性、本県でも既に取り組んでおりますが、地方公共団体が行う津波の浸水予測の策定、また国及び地方公共団体双方が努力すべき事項としまして、津波防災の観点から、必要となる教育や訓練、防災知識の周知などに努めるべきという考え方が示されております。さらには、津波からの円滑な避難を確保するために、避難情報などの伝達に必要な体制の整備、津波避難計画の作成と公表も求められております。

3番目に、ハード面における津波対策の努力義務につきましては、国、地方公共団体による津波対策に係る施設整備について、最新の知見に基づく整備促進や住宅の立地抑制など、津波

対策を考慮したまちづくりの推進、沿岸の危険物を取り扱います施設の安全確保の面について示されているところでもあります。

最後に、その他の施策に関する規定につきましては、国の国際協力の推進努力、「津波防災の日」の設定、また津波対策に対する国の財政上、税制上の措置と、国から地方公共団体に対する財政上の援助について規定されております。

以上がこの法律の概要でございます。

次に、2ページをごらんください。この法律を踏まえまして、本県におけるソフト面、ハード面での津波対策の課題を整理させていただいております。

まず、2の(1)ソフト面の対策に関する事項でございます。これにつきましては、まずは津波避難の対策のために、これまで以上に、県、市町村、住民、企業などでの情報伝達における緊密な連携が必要ではないかと考えております。また、情報伝達を迅速、確実に行うための体制、施設の整備と確保、これは特に施設の十分な耐震性や非常用の電源の確保の対策が必要だろうと考えられております。さらには、学校教育における教育や訓練、一般住民に対する啓発も強化する必要があります。また、津波避難に対しましては、これまでに実施されている沿岸市、町での避難場所、避難経路の見直しとあわせまして、具体的な避難計画の策定も促進することが必要だと考えております。

次に、2の(2)ハード面の対策に関する事項でございます。これにつきましては、法で規定されておりますとおり、津波防災に資する施設の整備の検討や市町村が行う避難場所の確保の促進、また、まちづくりに関する津波防災対策の観点での配慮・検討も進めていく必要があるものと考えております。

続きまして、3ページをお開きください。これは、現在、国土交通省が策定作業中である「津波防災地域づくりに関する法律案」の概要でございます。なお、この法律案につきましては、先週、10月28日金曜日に閣議決定されて公表されたものでございます。この法案も、東日本大震災の被害を踏まえまして、将来を見据えた災害に強い地域づくりを推進する必要性から、国土交通省内でハード、ソフト施策を総動員した多重防御による津波防災地域づくりを推進するための制度として検討されているものでございます。

概要としましては、まずは国土交通大臣が「津波防災地域づくりに関する基本指針」を策定することとなります。そして都道府県知事は、この指針に基づいて津波浸水想定を設定し、市町村がこの指針や浸水想定を踏まえた計画を策定することができるものとされており、この計画策定により津波避難施設の容積率の緩和などの特例が措置されているようでございます。またこれら以外にも、地方公共団体が行う津波防護のための盛り土構造物や閘門などの管理や、都道府県知事は警戒避難体制を特に整備すべき区域を津波災害警戒区域として指定することができること、警戒区域のうち、一定の開発行為や建築を制限すべき区域を津波災害特別警戒区域として指定することができることなどが規定されているようでございます。

以上が法案の概要でございますが、まだ公表されたばかりの法案であること、また国土交通大臣の基本指針が前提となる施策になるものと考えられまして、詳細な情報がございません。今後さらに具体的なものが示される状況に応じまして、県といたしましても対応を検討してまいることが必要かと考えております。

「津波対策の推進に関する法律」などについての説明は以上でございます。

次に、4ページをお開きください。エリアメールについてでございます。エリアメールは、防災に関する情報を携帯電話に配信するサービスで、従来のメールサービスとは異なり、短時間で多数の配信が可能な手段でございます。1に記載のとおり、エリアメールにつきましては、気象庁が配信する緊急地震速報と、それ以外の避難等の情報を配信するものの2種類がございます。緊急地震速報につきましては、NTTドコモ、au、ソフトバンクで配信されますが、避難などの情報につきましては、現時点ではNTTドコモだけのサービスとなっております。

エリアメールの詳細につきましては、別冊でお配りしております、NTTドコモが作成いたしました横書きの資料でさらに補足して説明させていただきますと思います。

別冊資料2ページをお開きください。図に示されているように、エリアメールは、これまで災害情報の提供のために行ってまいりましたテレビ、ラジオや防災行政無線などの伝達手段をさらに強化するための方策として導入するものでございます。

3ページをお開きください。さきに申し上げましたとおり、左上の気象庁が配信する緊急地震速報と、右上の各自治体が配信する災害・避難情報の2種類があり、それぞれの実際の情報配信のイメージは右下のとおりでございます。この後説明いたしますとおり、宮崎県や県内の市町村が取り組むエリアメールは右の部分となります。

4ページをお開きください。エリアメールで自治体が配信できる災害・避難情報の種類は、上段の表、配信可能項目で、ここに記載の情報

以外は配信することができません。また、下段の表のとおり、このサービスを運用できる組織としては国や地方公共団体に限られており、NTTドコモに対し負担する費用はすべて無料でございます。

次に、5ページをお開きください。エリアメールのメリット、特徴でございます。①のとおり、エリアメールは、指定した市町村単位のエリアにある受信可能なNTTドコモの携帯電話すべてに配信されるため、メールアドレスの登録や管理が不要でございます。したがって、②のとおり、住民だけでなく、そのエリアにいる通勤者や観光客などにも配信されることとなります。また③のとおり、通常のメールサービスとは異なる一斉配信のシステムであるため、大量の配信にもかかわらず短時間での受信が可能です。通常のメール配信では早く届く方と遅く届く方とかなりの時間差がある場合があります。さらに、④のとおり、受信内容は自動的に表示され、わざわざメールを開く操作を行う必要がないというメリットもでございます。

次に、6ページをごらんください。図のとおり、エリアメールは最大情報の提供のためのシステムで、一般的なメールとは異なるものでございます。

委員会資料4ページにお戻りいただきたいと思っております。2の(1)にございますように、県でもこのサービスの運用の準備を進めてきたところでございまして、昨日、11月1日から運用を開始しているところでございます。(2)のとおり、運用は365日24時間体制で、平日昼間は危機管理課、平日夜間や土曜、日曜、祝日には災害監視室で対応することとなります。(3)配信内容は、①から④までの情報であります。

また、3の宮崎県内の市町村における取り組

み状況についてでございますが、NTTドコモからの情報によりますと、本日までに記載の3市2町で既に取り組みされているという状況でございます。以上でございます。

○阿南福祉保健課長 福祉保健課から、自然災害による被害に対する各種被災者支援制度について御説明させていただきます。

委員会資料の上のほうに「資料2」と書いてあるものを御用意ください。表紙をおめくりいただき、1ページをごらんください。福祉保健課が所管する被災者支援制度につきましては、法律等に基づいた国の4制度と本県独自の2制度がございます。

まず、1(1)の被災者生活再建支援制度についてであります。6つの場合に支給されるものであり、例えば①の災害救助法が適用された市町村や、②の10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等に居住し、住宅などその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援内容欄にありますように、住宅の被害程度、全壊、解体、長期避難、大規模半壊等に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法、建設・購入、補修、賃借に応じて支給される加算支援金の2つの支援金が支給されるものであります。費用負担は、都道府県の拠出金により造成した支援業務を運営するための基金から2分の1、国からの補助金から2分の1が充てられ、最高300万円の支援金を支給する制度であります。本県における平成18年度から現在までの支援実績は118件、1億581万円となっております。

次の(2)災害援護資金は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合に、世帯主が1カ月以上の負傷をした世帯や、住居や家財に被害を受けた世帯に対し、支援内

容欄にありますように、それぞれ150～350万円、国3分の2、県3分の1の負担のもとに市町村が資金を貸し付ける制度であります。貸付利率は3%、償還期間は10年となっており、平成18年度からの貸付実績は13件、金額は2,480万円となっております。

裏の2ページをごらんください。(3)の災害弔慰金は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、支援対象欄にありますように4つの場合に支給されるものであり、例えば、①の1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害の当該市町村内や、②の都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある災害の当該都道府県内において、自然災害により死亡した方の遺族に対し、国2分の1、県4分の1、市町村4分の1の3者の負担のもとに、市町村が最高500万円の弔慰金を支給する制度でございます。平成18年度からの支給実績は4件、金額は1,500万円となっております。

(4)の災害障害見舞金の支援対象、費用負担は、先ほど御説明いたしました(3)災害弔慰金と同様であり、自然災害により精神または身体に重度の障がいを受けた方に対し、最高250万円の見舞金を支給する制度であります。この見舞金についての平成18年度からの支給実績はございません。

次に、2の本県独自の制度である、(1)宮崎県・市町村災害時安心基金についてであります。「宮崎県・市町村災害時安心基金支援金交付要綱」に基づき、県から3億円と市町村からの3億円で積み立てた6億円の災害時安心基金により、自然災害により住家が全壊、半壊、床上浸水を受けた場合に、全壊世帯に20万円、半壊世帯に15万円、床上浸水世帯に10万円を支給する制度でございます。平成19年度からの支給実績

は262件、2,805万円であり、平成23年3月31日現在の災害時安心基金の残高は5億7,969万9,483円であります。

次の(2)宮崎県災害弔慰金補助金は、「宮崎県災害弔慰金補助金交付要綱」に基づき、このページの一番上の(3)の国の制度である災害弔慰金の支給対象とならず、自然災害により死亡した方の遺族に対し、市町村からの請求に基づき、県2分の1、市町村2分の1の負担のもとで、市町村が最高500万円の弔慰金を支給する制度であります。この弔慰金についての平成18年度からの支給実績はございません。

これらのほかに被災者等の県独自の支援といたしましては、災害救助法の指定があった災害につきましては、県共同募金会や日本赤十字社宮崎県支部と協力して義援金を集め、被災者等に配分することといたしております。

福祉保健課からの説明は以上であります。

○金井危機管理課長 次に、自主防災組織についてでございますが、資料の6ページ、参考というところをごらんいただきたいと思っております。内容につきましては、前回と変わっておりませんが、前回の委員会におきまして委員の皆様方から、自主防災組織に関してさまざまな御意見、御指摘をちょうだいしたところであります。現段階では、総務省による指導もありまして、自主防災組織の組織率の考え方を考えることはしておりませんが、私どもとしましては、市町村と連携し、まずは自主防災組織の組織率を高めるための努力を続けてまいりたいと考えております。またそれとともに、でき上がりました組織をより実効的なものとするために、資機材の整備のための助成を行ったり、あらゆる機会をとらえて啓発にも取り組んでまいりたいと考えております。

私からの発言は以上でございます。

○鈴木市町村課長 市町村課でございます。

それでは、委員会資料の5ページをお開きいただきたいと思っております。

説明に入ります前に、提出しております資料につきましては、上欄に「平成23年4月1日現在」と記載しておりますけれども、欄外に米印1、2と記載しておりますが、宮崎市につきましては平成22年10月1日現在、そして三股町につきましては平成23年5月1日現在の数値となっておりますので、あらかじめ御了承いただきたいと思っております。

それでは、市町村別自治会加入率について御説明いたします。まず、左から2番目、自治会呼称の欄をごらんいただきたいと思っております。市町村におきましての自治組織の呼称につきましては、ここに記載しておりますけれども、自治会、自治公民館、区など市町村によってさまざまございまして、この名称が法律等によって明確な定義づけがなされているわけではございません。

次に、自治会数についてでございます。これも人口でありますとか面積、規模によって定まっているものではございませんで、このため自治会数はまちまちでございまして、中ほどの欄の市計で2,020、ずっと下がっていただきまして下から2番目の欄でございますが、町村計で610、県内全域で2,630という数字になっております。

次に、一番右端の加入率欄をごらんいただきたいと存じます。この加入率欄は、加入世帯数Bで表示しておりますが、このBを全世帯数Aで割った値でございまして、加入率の高いところは、100%が西米良村、諸塚村、椎葉村となっており、低いところでは、一番上の宮崎市が59.4%と書いておりますけれども、50%台が宮崎市、

新富町、川南町ということになっております。加入率は市計で66.8%、町村計で77.8%となっており、県全体では68.5%ということになっておりまして、この数字が近年横ばいという状況が続いている現状でございます。

御承知のとおり、自治会等の自治組織につきましては、地域の活性化でありますとか、防犯・防災対策、さらに子育て支援といったいろいろな機能を維持していく上で重要な役割を担うものであります。このため、各市町村も自治会加入率の向上につきましてはいろいろな施策を打っております。例えば、転入受付窓口における自治会入会の説明でございましたり、不動産会社等と連携しまして加入促進のパンフレットを配布したり、単身世帯あたりも重点的に加入を呼びかけるといったような施策を打っているところであります。県としましても、自治組織の加入率の減少は、地域コミュニティでございますとか、ひいては本県全体の活力低下につながりかねないと大変危惧しているところでございまして、今後、関係部局、市町村と一緒に自治組織への加入促進に向けた課題を分析しまして、少しでも多くの県民の皆様が自治組織へ参加していただけますよう粘り強い取り組みを進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

〇山之内消防保安課長 それでは消防保安課から、消防団の活動の実態につきまして、前回の委員会で御質疑のありました事項につきまして御説明をさせていただきます。

資料の7ページをお願いいたします。まず初めに、(1)の各市町村消防団員数・出動回数等についてでございます。各市町村ごとに消防団員の条例定数、消防団員の実員数、そして充足率などをここに一覧表にしております。表の下

のほうをごらんいただきますと、県全体の合計欄に、消防団員の条例定数は1万6,143人、消防団員の実員数は1万5,139人となっております。本県の充足率は93.8%となっております。なお、同じこのページの下のほうに参考といたしまして全国の状況を載せております。全国の消防団員の充足率は94.0%でございまして、本県の充足率は大体全国平均と同水準となっております。

また、表の一番右には、消防団員の年間1人当たりの出動回数を示しております。これは、消防団の出動延べ人数を消防団員実員数で割って算出したものでございます。本県の平均値は7.0回、全国の平均値は11.2回でございまして、全国の平均を多少下回る結果となっております。

8ページをお願いいたします。続きまして、(2)でございます。各市町村消防団員の項目別出動回数でございます。緊急時に実際に出勤して現場対応を行います火災、風水害等の災害、そして救急・救助活動、捜索、これと通常の活動計画等に基づいて行う訓練・警戒活動、調査などをその他として、市町村ごとの回数を一覧表にまとめたものでございます。このページでも下のほうに全国の数値を参考として載せております。

本県の数値と全国の数値を比較したとき、火災、風水害等の災害と実際の現場活動に係る平均値はそれほど差のないものとなっておりますが、その他の数値が大きく違っております。さらに、その他の数値につきましては、県内の市町村ごとの数値をごらんいただきますと、市町村によって、1けたの市町村から3けたの市まで数値に開きがあるところでございます。これは、市町村によりまして訓練や警戒活動などの回数のカウントの仕方が異なることが原因と思

われます。具体的に申し上げますと、消防団全体として行った訓練のみを計上している市町村と、総合大会の練習など分団、部が個別に実施する訓練まで計上している市町村があるといったものでございます。市町村の消防団担当課が把握しております訓練回数の違いによりこのような数値結果となってしまいますが、分団や部が個別に実施する訓練まで正確に計上できれば、全国平均の数値にもっと近づくものと思われま

す。次に、9ページをお願いいたします。(3)の各市町村消防団の消防ポンプ自動車等現有数でござい

ます。ここでは、各市町村が所有いたします消防関係車両等の台数を一覧表にまとめております。普通消防ポンプ自動車、それから水槽つき消防ポンプ自動車、指揮車、小型ポンプつき積載車、小型動力ポンプ、その他というふうに分類をしております。なお、消防ポンプ自動車のところで、下のほうに「B-1以上」というふうに記載しておりますが、これは、放水圧力、放水量などポンプ性能の違いでクラス分けされているものでござい

ます。参考といたしまして、下のほうに全国の数値を載せておりますが、本県の平均値と全国の数値を比較したとき、1団当たりの所有台数としては全国平均の水準は満たしている結果となっております。

なお、本県におきまして小型ポンプ積載車、小型動力ポンプの数が目立っておりますのは、小規模集落や山間部など狭い道路での活動を想定して、小型で機動力のある車両を市町村が選択しているものと思われま

す。10ページをお願いいたします。(4)消防力の充足率についてでございます。これは、消防力の充足率を消防本部ごとに示したものでござい

ます。消防庁の定めました「消防力の整備指針」の中に、市町村が目標とすべき消防力の整備水準が示されておりまして、例えば、人口等により、救急自動車、消防ポンプ車等の台数、またそれに搭乗する消防職員数等が定められております。消防力の充足率は、消防力の整備指針による算定数に対する現状の整備数、実際の職員数の割合を示したものでござい

ます。一番下に全国の平均値を示しておりますが、本県は、車両、消防水利、消防職員ともに全国平均を下回っているところでござい

ます。説明は以上でございます。

○井本委員長 執行部の説明が終わりました。

御意見、質疑などがございましたらお願いいたします。

○右松委員 2ページの津波対策推進に関する部分でソフト面の対策に関する事項ですが、ここには記載されていないんですが、被害想定

の算出の基礎数字になり得る、宮崎県における地質学とか学術的な研究体制はどうなっているか、ちょっと伺ってよろしいですか。

○金井危機管理課長 地域防災計画に基づきますところの専門部会というのを県で構えておりまして、大学の地質学等の知識を有する有識者、先生方によりますところの検討をお願いしております。既に1回開催しておりますが、今月末に第2回目を開催する体制をとっておるところでござい

ます。それを基本的に事項としまして、今後、地域防災計画に定めるところの津波の高さ、被害想定、これに対する基本事項を定めたものの検討に入っていこうということで、段階的に進めておるところでござい

ます。以上でございます。

○右松委員 こちらの法律等にもソフト面における津波対策の努力義務として、津波の観測体

制の強化及び調査研究の推進と出ております。そういった中で、少し前の新聞なんですけど、こういった記事が1面にばっと出たんです。これは、有名な原田教授、ベンチャー企業、地震工学研究開発センターがはじき出されたということではばっと出ました。M9で、最悪の事態を想定するという認識でいる中で、5～6メートルということは、従前の被害想定とほぼ変わらない状況が最新で出てきているんです。この数字がひとり歩きすると非常に怖いなど、正直申し上げてそういう認識でいるんです。最終的には政治判断になると思うんですが、研究体制というか、県がどこまで入っていくかというのは、東日本大震災で学術的な数値が余り当てにならないというのが表に出てきていますので、非常にこの辺で疑問を感じているところなんです。県としての被害想定を設定する上で、独自の調査機関といいますか、調査方法。この間、部会のほうで行ったんですが、北海道では、地層を調査して歴史的な過去の津波被害を高い確率で算出されております。大学の一部門に乗っかるのではなくて、県としてこういった研究機能の強化というのは必要だと感じておりますけれども、その辺のことをちょっと伺ってよろしいですか。

○金井危機管理課長 大学教授の先ほどの新聞記事につきましては、私どもも見せていただいています。ただ、これにつきましては、原田教授も専門部会の一員ではございますけれども、専門部会としての意見ではございません。というものを前提に私たちは考えております。M9というものが今ひとり歩きしておりますけれども、環太平洋で起きないという保証はできないと言われていまして、M9が発生したときにどのようなものになるのか、今のところ私ども予

測がつかない。根拠をもってそれを示すためにも、専門委員会等の意見を聴取させていただきたいと考えております。

ただ私たちも、1カ所だけのものだけではなくて、行政的なもの、それと国の独立行政機関の研究機関もございまして、その研究会、検討会、意見交換会的なものも行わせていただいております。津波が大体15分で押し寄せてくるという想定もありますし、津波がどの程度になるのか、地形によって変わってきますし、そのような状態を検討、再確認をさせていただいているところでございます。あくまでも学術的な根拠的なものはある程度は尊重してまいりたいというふうには考えております。ただ、想定外ということだけはなるべく避けていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○右松委員 私の希望といいますか考えとしては、本県における対策の課題として、算出基準になり得る科学的根拠を、県としてもある程度関与していく形のをここに一つ入れてもらうといいのかなと思っている次第であります。

○中野委員 消防団の活動の実態についてということで7～8ページの説明を受けましたが、合計欄で消防団の活動、平均すれば1人当たり年間わずか7回という数字ですね。これは非常に誤解を招く数字じゃないかという気がしてなりません。実態に合わないのじゃないかという気がします。それで、延岡と日南は県下で一番出動回数の多いところでもあります。その他というところが「訓練、警戒、調査等」と書いてあるんですけども、延岡の場合は237回、日南は248回、そして消防団員が、これは総体の数字ですけども、延岡が11.5、日南はわずか3.5ということなんですよね。だから、市町村におい

て、その他の訓練、警戒、調査というとらえ方がまちまちじゃないのかという気がしてなりません。入郷地帯とか西臼杵が一番活動しているのかなと思ったら、極端に数字が少ないんですよ。この辺の調整をされているのかということと、アンバランスな数字はどのように読めばいいんでしょうか。

○山之内消防保安課長 ただいま委員より御指摘のありました数字を見ると、私どももそんなふう感じております。まず、この統計のルールにつきましては消防庁のほうが所管しておりまして、各消防本部から直接消防庁、国のほうに報告が行きまして、その数字を消防庁のほうで全国的にまとめて、それを公表するというルールになっておりまして、私どもとしましては、消防本部から消防庁に行く際には全く関与できない仕組みになっております。その中で、今おっしゃいましたように数字がいろいろありまして、私どもも今回この数字を見まして、それぞれ関係するような消防本部にも照会をしてみました。先ほど申し上げましたように、まず一つは、消防庁のほうで、その他にあるようなカウントの仕方を事細かに指示していないような部分もございまして、確認したところ、先ほど説明で申し上げましたように消防団全体のところしかカウントしていないところもあれば、分団とか部単位でやっているところもある。そういった開きが出てきてしまっているということで、消防庁の記載要領が市町村のほうで徹底していない部分はあるという話でございました。

また、7ページで示しております、日南市の消防団員1人当たりが3.5回とございまして、この辺も個別に聞いてみたんですけれども、火災とか風水害等の災害がありますと必然的に出動延べ人数が多くなる傾向があるとか、個別の要

件等もあるということも伺ったところでございますが、いずれにしましてもこの数値のカウントというのは、先ほど申しましたルールで消防庁のほうで直接やっております、私どもとしても途中でチェックというのは現在のルールでは聞いていないということで、このような消防庁の統計を出させていただいたところでございます。以上でございます。

○中野委員 もっと具体的に聞きますが、その他の中で訓練、警戒とありますよね。訓練の中に火気点検というのがあって、かなり前から訓練を各消防団ごとにされる光景をよく見ますが、ああいうのも入っているのかということと、警戒、年末になりますと、あるいは年始になりますと夜警をしますよね。夜警の数字も入っているのかということを確認させてください。

○山之内消防保安課長 今申し上げましたように、市町村によりまして、全消防団が全員そろった出動といいますか訓練しかカウントしていないところと、分団、部が消防車を使って実際にした訓練等をカウントしているところがあるということで、この数字はカウントしているところとしていないところが現実に混在しているということでございます。

また、2番目の件でございませけれども、夜警とか警戒活動については、基本的にここに入っているということでございます。

○中野委員 例えばえびの市が1人当たり8という数字が出ています。私も消防団に10年ちょっといたし、息子がずっと入っておりますが、経験から、あるいは息子の消防団に出ている回数からするとこんなものじゃなかろうという気がしてなりません。しかし、えびのが出している数字だから間違いはないと思うんですけれども、とらえ方、あるいは理解の仕方が違うんじゃない

いかという気がしてなりません。発言だけさせていただきます。

○井本委員長 要するに当てにならんという表でしょう、簡単に言えば。これについて国に対してびしっと要請すべきじゃないですか。

○山之内消防保安課長 今申し上げておりますように、市町村によって記載といいますかカウンターの仕方が徹底されていないということを今回示したので、御指摘のように私どもとしても国のほうにいろいろやってみたいと思います。

○高橋委員 ちょっと私も意見を申し上げますが、先ほど警戒とか含まれているとおっしゃいましたけど、これは市町村の聞き取りだと私は思っていたんです。例えば、夜警を私もしたことがありますけど、夜警は年末年始でかなり出ます。それと東臼杵、児湯は1けたじゃないと思うんです。総合訓練というのがあります。私もしたことがありますけど。これは1カ月、2カ月単位で練習するんです。だから、これはどこかで誤解があるんじゃないかと思っています。委員長から言われましたように、いま一度確認いただくといいかと思います。

2ページのハード面の対策に関する事項で、おわかりであればお聞きしたいんですが、法律ができたばかりだから詳しくは何とも言えない部分もあるでしょうが、例えば、1ページで言う②になるんでしょうけど、住宅等の立地の抑制とか、沿岸部への建築等の関係で、都市計画法とか建築基準法にさわってくれるのかどうかです。今建っている家はどうしようもないんですが、今から建てようとするところに規制を加えないと法律はうまく転んでいかないと思うんです。そういうところまで想定されているのか。新しい建物を建てる場合、都市計画法とか建築基準法とか規制をする。

○金井危機管理課長 危機管理部門が担当しているものではございませんけれども、法律の構成としまして、この法律がまだ指針を示していないというのが一つございます。それに基づきましてまちづくりというのが出てきますので、その中で検討されてくるものと伺っております。ですから、ほかの法律との兼ね合いもすべてこの中で整理がされてくるものというふうに認識しておるところでございます。

○高橋委員 国が示す部分もあってなかなか難しい面もあるんでしょうが、繰り返しますけれども、こういう法的な部分でしっかり規制をしないと、対策は徹底しないというふうに思います。

それと、(2)の②避難場所の確保の促進ですけど、私たちが委員会でも木花とか行きましたけど、とてもじゃないが、近隣に高層ビルがない、高い山も距離的に避難が難しいというのがあるんですけれども、こういうところはどういうふうに考えられるのか。できる範囲で答弁いただきたいと思います。

○金井危機管理課長 現在、各市町におきまして避難が難しい場所の洗い出しをやっていただいておりますのでございまして、そこに応じたものがございまして、まだ予算的なものはございませんけれども、最終的には避難タワー、避難ビルの指定等が出ます。ただ、そのような避難ビルの指定があっても、なかなか逃げられない場所、特に島山地区につきましては15分ぐらいかかるという話もございます。近くであればサンマリスタジアムがございましてある程度の高さはあるんですが、そこまで行くのにかなり支障があるのではないかという話でございます。島山の方につきましては液状化が心配でございまして、車は使わないという原則を持たれ

ておるところもございます。ただ、今、中央防災会議でも、全く車を使わないというのはいかがなものか、避難できないんじゃないかという感覚も持っておりまして、今後、現場、現場に応じた市町村の避難のあり方、避難場所の選定をしっかり練っていく必要があるという段階に来ていると思っております。以上でございます。

○高橋委員 次に、消防力の充足率について確認ですけど、10ページです。消防職員で言うと、日南市が最低の53.1、これは21年度です。ちょっと聞きましたら、今職員は85名いらっしゃって、国が示した整備指針は117名らしいです。だから72.6だということで、新しい情報はこういう充足率らしいです。ただ、国が示している整備指針、日南市がなぜ117人なのか。それに対して日南市の配置されている消防職員は85なんです。それぞれ宮崎市から西諸広域まで国が示した整備指針の人数があつて、それに足りていないから100にならないわけですよ。その差というのは大変な問題だと思うんです。冒頭説明があつた津波対策の関係で、警報とか避難勧告、これは専門家である消防職員、機動力のある。こちら辺が前面に出てほしいわけです。人ですよ。県としてこの差をどうとらえていらっしゃるのか、その辺の考え方をお聞かせください。

○金井危機管理課長 国が示しております指針の中の特に消防職員の消防力の考え方でございますが、これはいろんな消防車両、それから救急車両、現に消防本部が所有している車両を前提にして、その車両に何人必要かということで消防力の算定をしております。これがまず前提でございます。ただいま委員のほうから日南市の例がございました、117の算定の考え方ですけれども、日南市は消防ポンプ車を21年度で5台持っております。この5台につきまして、国

が定める基準によりますと1台当たり5人の職員が必要だということになりますので、5台持っておりますと25人必要だと。さらに職員が24時間働けませんので交代制度をとります。通常、日南市ですと3交代制度をとっておりますので、少なくとも消防車両だけで75名の職員が必要だというのが、国の考え方であれば出てまいります。もう一つ代表的なものが救急自動車でございますが、これでいきますと日南市は21年時点で3台ということでございまして、救急自動車につきましては1台当たり3人職員が必要ということでございますから、この時点で9人、これを21年当時は2交代でやられているようでございますので、18名です。既に75名と18名を合わせた数字がこの車両だけで算定上必要になってくる。さらに、本部要員といたしまして通信員とか庶務要員いろいろ出てきまして、実際の算定人数が出てくるわけでございます。

そういった中で、先ほどおっしゃいました117名というのは、車両等に必要な人間を今のようなカウントで出して足し合わせると117となるんですけど、現実にはそれに見合うだけの実職員数がおられませんので、結局、消防職員の消防力がこういった数字になってくるということでございます。あくまでも消防庁が示しております消防力の考え方というのが、現有している車両から自動的にこういった体制で何人と出しているものですから、そこに乖離が出てくるのかなというふうに考えております。以上でございます。

○高橋委員 よくわかりましたが、問題は、整備指針に示した車両の数とか、これに見合った消防費が交付税で措置されているんじゃないですか、その辺おわかりでしたら御説明いただけませんか。

○鈴木市町村課長 普通交付税というのがございまして、県分、市町村分それぞれございます。どういう形で普通交付税が措置されるかというのは、皆さん御承知のとおり、基準財政需要額というのがありまして、それをまず算出する、それから基準財政収入額、この差額が交付税措置されるということでございます。

今回、どういった形で基準財政需要額が算定されるかということですが、交付税の考え方につきましては、まず標準団体というのを定めまして、県であれば170万人の人口を標準団体。面積とか道路延長もあるんですが、非常に標準的な団体。市町村でありますと10万人の団体を標準にしましょうと。10万人ですと、面積が160キロ平米とか、世帯数が3万9,000世帯というのが標準の団体ということでまず決めます。そうした中で、財政需要の中に消防費というのがございまして、10万人の標準団体の行政規模の中に消防はどういった形が配置されているんだろうかということがあります。基本的には人口10万人、常備、非常備両方を備えた団体ですので、例えば、消防本部が1つ、出張所が2カ所とか、消防ポンプが2台等々の基準がございまして、プラス非常備消防関係につきましても、分団数が14分団、団員数が563名程度要るだろうと。そういう標準的な形であらわしまして、特に職員の配置につきましても、10万人であれば消防吏員が126人の体制であると、プラス事務吏員も含めまして128人だということで、これにかかる経費を出していきます。そうしますと常備消防費、非常備消防費、ほかにいろんな経費がございまして、それでいきますと総額で一般財源が11億4,200万円ぐらいかかるというのがまずあります。そうしますと、11億4,200万円ですから、10万人でありますと1人当たり1万1,400円という

数字が出てくるわけでございます。これが通常単位表と呼ばれるものでございまして、10万人であれば1人当たり消防費として1万1,400円かかるということで単位表というのがあります。御承知のとおり市町村も大小ございまして、これに基づきまして、密度補正とか段階補正とかそれぞれの市町村の単位に応じた形で補正係数を掛けていきまして、その単位費用が割り落としになったり割り戻しになったりすることによりまして、それぞれの市町村の消防費の基準財政需要額が出てくるということになります。

そうしますと、先ほどお尋ねがありました市町村の状況はどうなのかということですが、基本的には消防費の基準財政需要額、本県でいきますと26団体ございます。これは常備、非常備を含めた形で算定されますので、中には常備がなかったり非常備がない団体もございまして、それは一応、常備、非常備があるという前提で算定されますので、基準財政需要額が県全体で153億円程度かかるであろうということで算定されます。

決算はどうなっているんだというお尋ねですが、これでいきますと県全体で153億円程度の需要に対しまして、決算額につきましても146億円、率にして95.4%程度を統計上は示しているということです。先ほどちょっと申しましたけれども、中山間になりますと、先ほどの基準財政需要額につきましても常備、非常備を備えた標準でやっておりますので、若干基準財政需要額が高まってくる。ところが、実際の決算につきましてもそれより下回る団体もございまして、逆に日南市あたりにつきましても、先ほど高橋委員のほうから日南市の例ということですが、21年度の消防費は、基準財政需要額でいきますと日南市は8億8,473万円となっております

ますが、実際上の消防費の決算額は9億370万3,000円となっておりますので、若干決算額のほうが高い状況でございます。

○高橋委員 丁寧に詳しく説明いただきまして、ありがとうございます。考え方だけで構いませんので。

今の日南の例は、恐らく、年度によっては新しい機材を購入するときがあるから、たまたまその年は日南市は決算が余ったと思うんですが、おおむね決算は下回っているんですね。私が言いたいのは、県全体の、先ほど示された95.4%の決算です。4.6%はどこに行ったのかということです。非常備のところにも交付税は行っているわけですね。常備消防がないところも、どこかで決断すれば常備はできるんです。まだ何カ町村かやってませんよね。県のほうも市町村にそういった指導をいただけないのかなという思いで質疑をしたところでありました。

○鈴木市町村課長 基準財政需要額と決算の関係ですけれども、あくまでも需要額というのはそれぞれの行政需要がどうあるかということで、ひとしく住民の方の標準的なサービスを担保するための需要額の算定がでございます。高橋委員がおっしゃっている、決算をどうするのか、消防に力を入れようとか、福祉のほうに力を入れよう、地域活性化をどうしようか、各団体が政策判断をされるということもございまして、そのあたりをどうするかということです。きょうの特別委員会もそうですが、防災とか消防力の向上は喫緊の課題であるということは十分各自治体の首長さんもおわかりですので、今後、過不足がないような対策をとられるんじゃないかと思っております。ですから、県としても、どういうまちづくりをするのか、どういう自治体運営をしていくのかというのは、それぞれの

首長さんの判断を尊重するという立場でございますので、どういう関与をするかということですが、県としましても消防、防災が最優先課題なので、今後そこあたりの対策について、あらゆる機会を通じて施策的に反映していただくように努めてまいりたいとは考えております。以上でございます。

○坂口委員 消防費、大まかでいいんですけど、このところの推移ですよね。基準団体、人口10万なら10万でいいんですけど、1万1,000何がしか、推移的には単価はどんなになってきていますか。

○鈴木市町村課長 昨年と比べまして、本年は単価が1万1,400円、200円上がっておったんですが、これにつきましては単位表の常備消防費の給与分がちょっとアップしたということで200円ぐらい上がっています。その前は1万1,000円でした。基本的に単位表につきましては若干高くなりまして、横並びということなのかなと認識しております。

○坂口委員 その中で、特に三位一体改革あたりが節目ですけど、段階補正がすごく狭まったですよね。小さい自治体なんて、当時は10万人費用単位掛ける4.03ぐらいいいっていたと思うんです。これがかなり圧縮されてきたこと。そこから小さい自治体は物すごく窮屈になったと思うんです。今、決算のとき入りがふえているよと、基準財政需要額から見たら。そういったものを調整するために、一つには包括的経費というのが上乘せされます。この範囲内が、本来なら基本的には自治体の裁量で動くべき政策的調整部分だと思うんです。減っているというのはかなり深刻な状態、ふえて当たり前の入りでの決算、そのところにひとつ疑問を持つのと。

これだけ災害とか人命、安全というものが国

民的ニーズが高まる中において、昔に比べれば減ってきているんじゃないかと思うんですけど、その中で段階補正、密度補正というのが圧縮されてきて小さいところが不利になる。そういう現実が一つあるのと、出動回数のばらつきですけど、その他を外した部分でもばらつきがある。消防団の1人当たりの出動回数がばらつきがある。となると現実的には、消防費のきつきから最小限の出動だけを町が命令するというのと、安全をとって全部出そうとか、半分出してしまうとかいう割とゆとりのある出動要請とかが、現実的に現場では行われているんです。そこで、割と潤沢な出動ができるのとぎりぎりしかできない、そこまで来ているというのをひとつわかってほしい。それから出動のときの手当も市町村によってかなりばらつきがある。消防団は隣の町の状況を知るわけです。即座に。

結論ですけど、何が言いたいかというのと、今の流れの中で地方の実態というものを国に訴えて、何といても財源だと思うんです。財源の確保がしっかり入郷地帯あたりにもできる、常備消防団が持てるよとか、現実的に金が出せるという状況をつくらないと、考え方、理論上の交付されているということで、金が足りないのが現実だと思うんです。少なくとも人の命にかかわるような一番基本的な部分は、どの自治体を見ても、合併した町であろうとしなかった小さな自治体であろうと、必要なものは基本的に財源配分ができるという交付税算定、需要額算定の仕組みのところで変えていかないと、今のような答弁では、市町村の裁量に任せてあるんですよという部分では渡れない、歩けない部分があるんじゃないかと思うんですけど、そこらに対して感じておられる感触はどんなですか。

○鈴木市町村課長 確かに三位一体改革という

大きなものがありまして、先ほど委員がおっしゃったとおり、段階補正も、従来は全平均をとって、現在は3分の2の標準的な率をとるとか、小規模市町村ほど厳しくなっているというのは十分認識しています。ただ国のほうも、三位一体改革を進めて、さらに集中改革プランといいますか非常に人員の改革を進めて、先月も東京でヒアリングがあったんですけども、いろんな形で弊害が出てきているのではないかという意識を持っているような状況でございました。私どもとしても、特に中山間、いろんな団体を抱えておりますので、交付税の実態に応じた、基本的には住民サービスがどこでも受けられるように、あらゆる機会を通じて国のほうにはどんどん訴えております。知事会等と連携しまして、今後も中山間対策でございまして、消防費の関係も含めて新たな需要が出てきているんだというのはどんどん話をしますし、要望もしていきたいと思っております。以上でございます。

○坂口委員 ぜひ、今度の関連法の整備とあわせて、そこらの考え方を実態に沿った考え方に変えていただくことが必要かなと思うんです。

僕は今、たしか4.03と言ったんですけど、平成16年あたりは4.83ぐらいあったと思うんです。10万人規模の市町村に比べて。最小単位が人口500人ぐらいの村まで見てくれていたと思うんです、段階補正で。そんなのががんと下げられた。ある意味ではこれは合併に乗らなかったところへのムチですよ。ムチはムチとして必要かもわからないけど、それでも自主的選択の中でこのままいこうということを選択したわけですから、そこは尊重して、少なくとも命とか安全、安心に係る部分については、現実を見据えた交付税を交付してあげることが最低

限必要かと思うものですから、これは強く求めておきます。

○渡辺委員 エリアメールのことについて伺います。これだけだれもが携帯電話を持って歩く状況で、自然とポップアップされてくるということは、はっきり言ってしまえば、これが一番速く広く情報を広める材料になるんじゃないかと思うんです。

緊急地震速報のほうは置いておいて、自治体が担える災害避難情報の件ですけど、よくわからなかったので一つ質問です。これは県が発信源を1つ行えば、県が1系統持っていて、宮崎県全体に送り、かつ導入した市町村が別個にあれば、市町村の中で別個に送るという2系統の話なのか。それとも、県が導入しても基礎自治体が取り組まなければ、取り組んだ自治体のところにしか行かないという、あくまでも1系統の議論なのか、それはいかがでしょうか。

○金井危機管理課長 基本的には2系統ということになります。県が登録して発出するもの、それと市町村が登録して発出するもの。ただ、市町村すべて取り組んでいただきたいので、指導的なものはしておるところでございまして、将来的にはすべての市町村が導入していただきたいと考えております。ただ、市町村が発出しないところにつきましては、県のほうでカバーしておるのが今からの基本的な考えです。市町村が発出するのが原則でございまして、市町村がすれば県はやらない。県が発出する場合には、市町村ごとに指定して、全県下一律にするのではなくて、エリア、場所ごとに発出することができるというものでございます。

○渡辺委員 基本的な考え方としては、市町村が取り組んでもらいたい、あくまでも県としては補完的な役割を担うということでしょうか。

あわせて、ドコモさんがつくっている資料の4ページに、送れる情報は15種類と書いてあるわけですが、市町村が実施しても都道府県が実施しても、送る情報の中身に差違はないという理解でいいのでしょうか。

○金井危機管理課長 基本的には差違はございませんが、すみ分けとしまして、津波に関する情報については県が行う。避難準備、市町村長の権限でやるものにつきましては市町村でやっていただくというふうに行っているところがございます。

○渡辺委員 県が補完的役割を担うということであればいいかと思うんですが、若干不思議なのが、実施している市町村が新富、小林、宮崎、日向、高千穂と。新燃岳のこと等々考えると、噴火の状況がああなっていれば、せっかく制度が始まったときに、都城とか周辺のより危機感の高いはずの自治体がすぐに入れないというのは、何か仕組み上の難しい要素があるのか。この仕組みでは余りお金はかからないというような説明になっておりましたけれども、システムの構築とかに非常に金銭的な負担が伴うのか、そのネックの部分はどうなっているのかということと、今加わっていない自治体が今後取り組む見通しというか、例えば1年以内には全市町村がみずから行うような見通しになっているのか、その現状を教えていただければと思います。

○金井危機管理課長 現実的にはすべての市町村が検討に入っております。それに提案済みというのがありまして、10月25日には門川町が提案を済ませておるとか、ほとんどのところが導入するという前提で動いていただいているところでもあります。ただ、時期について不明確なところがございまして、その点だけ御了承いただきたいと思います。

○徳重委員 自主防災組織についてお尋ねしたいと思います。資料によりますと23年の4月1日現在ということでの数値が出されております。延岡市あるいは西都市、門川町、これらは非常に低い組織率ですね。3月11日以降非常に関心が高まっているわけですし、県としても積極的に自主防災組織の拡充ということで努力をされていると思うんですけど、その後どのような努力をされて、結果、今どのように動いているのか。

○金井危機管理課長 この数字は1年間に1回、4月1日現在ということを出てくるものがございますけれども、3月11日以降、危機管理局長以下によりまして、各市町村の首長に直接お会いし、自主防災組織の重要性、組織化を図って、その組織化を図ることによって資機材を導入して活発に活動していただくようお願いしておるところでございます。これが現時点では目に見えてございませんけれども、来年度また調査の段階で伸びてくるものというふうに考えております。ただ、各市町村の考え方というのもございますので、規定がないところは認定していないところもございますものですから、その差を埋めようということで今努力しているところでございます。以上でございます。

○徳重委員 公民館加入率というのものもあるわけですが、これを見てもかなり高い状況にあるという気がするわけです。やる気があれば、公民館組織があるわけですからすぐできるんじゃないかと思っておりますので、努力をしていただきたいと思います。

それと市町村課のほうに自治会加入率についてお尋ねしたいと思いますが、自治会というのが近隣のきずなということで、今非常に希薄になりつつある地域との連携、近隣との連携を強

化するためにも、加入率アップというのが非常に大きな課題だと、この委員会でも何回も出ておるわけでありまして、宮崎市が50%台、川南町が50%台ということですが、都城市も62%ですね。こういう状況を県としてはどう考えていらっしゃるんですか。

○鈴木市町村課長 委員のおっしゃるとおり、防災とか福祉の面もそうですけれども、今、共助を前面に出していく必要がございますので、そこあたりの自治会組織というのは、公共的な部門になっておりますので、組織率を上げるというのは非常に重要な課題であると、各市町村もそういう認識は十分持っております。ただし、なかなか入っていただけない現状にあるということがございます。特に宮崎市あたりは、マンションは管理組合等がございますけれども、民間のアパートでございますと、隣の人の顔もわからないという現状がどんどん進みつつあるということで、こういう低いところにつきましては非常に危機感を持っておるのは事実でございます。県として、強制加入というのは、自治体自体が行政組織の末端組織ではないということで、過去のいろんな歴史がございますので、行政として強制的に関与できないという基本的なスタンスがございますので、県と市町村、生涯学習課等がございますので、今回の3・11を契機にして加入率の増加を粘り強く市町村と一緒に取り組んでいきたいと考えているところがございます。都城あたりも宅建業者と連携した形でいろんなことをやっていますし、各団体もいろんな形で自治会加入の促進については取り組みをしておりますので、それが実を結ぶような形で一緒にやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○徳重委員 今おっしゃいました宅建業者との

関係については、中村委員からも何回か質問があったりして、そういう動きがあるということ、大変ありがたいことだと思いますが、これが実を結ばないと全く意味がないことかなと思います。その辺をしっかりとお願いをしなければいけない。

タベ、ある公民館長と話をしておったんですが、ことし4月館長になられた方が、未加入世帯を回った。40軒入ったというんです。びっくりしました。その館長が、「行って説得しました。ちゃんと説得すれば入るんですよ」、こう言うんです。やっぱり、その任にある人、立場の人がしっかりとお願いすれば、非常に難しい相談かもしれませんが、事実そういったものをきのう聞きましたので、あえて申し上げたところです。やっぱり努力しなければ結果は出てこないんだということをおつなぎしておきたいと思います。

都城市の市長が市の職員に、入っていない人と呼んで全員加入させたと。させたと言ったらおかしいが、すべきだということを申したら、全員入ったという話も聞いております。こういう事実もあるわけですから、そういったことを考えますときに、こういう震災が起きた機会に、共助が必要だと、みんなで助け合っていこうという機運が高まっているときに、しっかりと訴えていくという姿勢をぜひひとつ県として各市町村につないでいただきたい。お願いをしておきたいと思います。

○鈴木市町村課長 委員がおっしゃるように、私ども市町村課の所管につきましても、自治会組織をいかにして高めていくかというのは重要な課題でございますので、早速、市町村と一緒に、いろんな対策をされていますが、その課題、なぜそうならないのか。逆に言えば、先ほど委員のほうから、区長さんが40名の方をと、

そこあたりの成功事例とかをいろんな形で情報収集して、県と市町村一緒になって、よりよい自治会のあり方を目指して、当然そこには組織率の向上が必要ですので、積極的に意見交換しながらやっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○井本委員長 蛇足かもしれませんが、自主防災組織の組織率というのは、一番上の宮崎市だったら自治会数の736分の528と考えればいいわけですか。大ざっぱに。

○金井危機管理課長 自主防災組織の計算の仕方につきましては、自主防災組織がカバーしておる範囲に住まれておる世帯数すべてを含んでおります。ですから、組織がカバーしておる全世帯数ということになってまいります。一部数が前後しておるのは、自治会の中に複数の自主防災組織が入っておる。例えばA地区の中に〇〇団地という団地が何棟か建っておれば、その団地ごとで自主防災組織を編成しているところもございますので、1自治体イコール1自主防災組織という数値ではないということを前提にしておるところでございます。

○井本委員長 私は延岡におるので、延岡の数字が44.1%というのは気になるわけです。延岡の場合、自治会数が393と非常に多いですね。上の都城よりも多いわけです。結局、その分の組織した分となるとこんな数字になるのかなという気がして、延岡市は160自主防災組織があるんだけれども、そもそもの基数が多いものだからこうなっているのかなと思ったわけです。そういうことでこの表はしたわけでしょう。

○金井危機管理課長 参考の数値につきましては、前日お示ししたものと同じものがございます。あくまでも自治会の加入率に対する対比資料として皆様に御提示させていただいた資料

でございます。

延岡のお話が出ましたので、延岡のほうのを
つけ加えさせていただきますけれども、延岡も
防災士の熱心な方がおられまして、彼がしっか
り根回しをしていただきまして年間に50自主防
災組織を立ち上げるとか、熱心な方がおられる
ところは伸びがかなりいいところもございませ
ん。人によって伸び率が違うというのも一つの
大きなネックということではございます。以上で
ございます。

○前屋敷委員 2点ほどお伺いしたいんです
けれども、新たな防災の対策の法律ができて、各
自治体とも計画を立てる上で待ちに待っていた
状況じゃないかと思うので、県もそうですが、
自治体もこれから新たな津波避難計画の作成、
そしてまた公表もということもうたわされてい
るんですけれども、今後の見通しといいますか、
どこも急ぐことだと思うんですけど、めどを持
つ必要があると思いますので、それが1点。

もう一つは、資料の1ページの一番下のその
他の施策に関する規定という中で③、④、⑤に
関してですけど、③が津波対策の推進のために
必要な財政上・税制上の措置等の努力義務とい
うふうになっています。④は財政上の援助とい
うふうになっています。⑤は検討ということに
なっていて、これからそれぞれ具体的な計画
を立てていく上で財政上の問題にかかわって
くるので、この点がどういうふうな理解をこれ
でするのか、かなり計画を立てる上ではネック
になるといいますか、思い切った計画が立てら
れないということにもなるかと思うんですけ
れども、どういうふうに理解すればいいんでし
ょうか、その辺を御説明いただけるかと思
います。

○金井危機管理課長 今後のめどということか

ら答えさせていただきますけれども、今のと
ころ私どもの計画では、日向灘対策を年度内を
めどに済ませていきたい。それに引き続きま
して、東南海・南海を24年度というめどが
ございます。ただ、これにつきましては中央防
災会議の進みぐあい等々にも関連してまい
りますし、防災計画の中に今回の法律を含め
ていくというのも、大きなすり合わせが必
要なものとなってまいります。ただ単純に
文字を書き入れるだけでは済みませんので、
それに伴うところの大きな協議というのが
また必要になってこようかと思
いますので、かなりの手間はこれから要
ります。私どもとしましては、最終的に
は一応24年度末をめどに進めていき
たいと考えます。先ほど説明いたしま
したけれども、日向灘については中
間報告が妥当かなと考えてお
るところであります。

それと2つ目の質問につきまして、「努力義務」
「財政上の援助」とか「検討」という文言が
ございまして、私たちのほうもこれをどう
いうふうに読めばいいのかというのは、手
元に資料がございまして参っております
けれども、ただこの法律だけで終わるわけ
ではございませんで、これにつきまして補
完的な施行されるものが出てこようか
と思っております。説明文も含めま
してですね。それに対してまた検討を
加えながら進めていくということです。
その前にまず基本指針が示されるもの
と考えておりますので、その指針にの
つとつた大きな方向性を定め
てまいるのが前提かと考えてお
ります。以上で
ございませ

○前屋敷委員 先ほど申しましたが、今
から計画を練り上げるという段階です
ので、それぞれ援助、支援の基準はあ
ろうかと思っておりますけど、全く
義務だとか検討という程度で終わ
って、す

べて自治体負担ということになってしまうと、そこにはかなりの障害が生じてくるということになります。中身についてはこれからということですので、県からもいろんな意見の集約、収集があると思うんですけども、ぜひそういった場で問題提起をして練り上げていただきたいというふうに思います。

○井本委員長 私からもその辺についてお聞きしたいんですが、こういう法律を今つくろうとしていますね。我々条例改正をやるんだけれども、法律ができた後に条例改正をやったほうがいいんじゃないかという気がするんですが、その辺の兼ね合いというのはどうでしょうか。

○金井危機管理課長 あくまでも個人的な意見になってまいりますけれども、でき上がったものを精査した上でやるというのが基本的なものということですが、そこまで詳細詰める必要があるのか、大きな大綱方針を県のほうで示していただく、それに基づいて枝葉を別な形でつけていくというのもあるかと考えております。そこにつきましては私どもも意見を申し上げる立場ではございませんので差し控えます。

○井本委員長 こういう計画や法律ができれば、それを実施するための条例ということは考えられるんじゃないですか。そんなことまでは考えることはないわけですか。

○金井危機管理課長 私たちは条例を見せていただいておりますけれども、防災の基本計画から大きく外れていない、詳細なものというふうに認識しております。ただ、余り小さくしてしまうとちょっと外れるところが出てくるという問題もございますので、大枠、大綱的なものであれば、今のものに少し加える程度のものが必要なのかなというふうには考えております。そ

の点につきましてはそちらの判断となろうと思いますけれども、すべて網羅しようということであればかなりの時間を要するとは思っております。

○山下委員 2ページですけど、つい先日、東日本大震災における教訓ということで、「災害から子どもたちを守るための学校づくり」という研修会があったんですが、多くの先生方が研修においでになっていたんですけど、津波の被害を受ける想定の中で、学校とか幼稚園、保育園は徹底した防災教育というのはできるだろうと思うんですが、高齢者施設がどれぐらい津波被害を受ける想定。今、施設がかなり沿岸にもあると思うんですが、把握されていますか。ハード面の対策に関する事項ということで本県の課題が書いてあるんですが、把握されていますか。

○阿南福祉保健課長 福祉保健施設等について、福祉保健部では把握しておるところでございます。津波のおそれのある福祉施設や病院につきましては、本県で日向灘地震や東南海・南海地震の発生時に最大5～6メートルの津波が起こったというハザードマップを作成しているところであります。津波浸水区域内に、福祉施設のうち特別老人ホームなどの入所施設が20カ所、保育園が26カ所、幼稚園が8カ所、医療施設のうち、病院が3カ所、有償診療所が4カ所あることを確認しております。以上でございます。

○山下委員 かなり対象施設が多いんだなという数字を今出していただいたんですが、今後、ハード面を進める中での検討会議とかは立ち上げておられるんですか。

○阿南福祉保健課長 福祉保健部におきましては、災害発生時の対応についてはこれまで、各施設に必要な防災対策を行っているところでございますけれども、本年4月末に県内の福祉施

設と医療施設に対し、M9程度、要するに東日本大震災を踏まえ、防災管理体制や避難経路の確認など各施設における防災対策の点検を行っていただくとともに、実態に応じた避難訓練をできるだけ早い時期に行っていただくよう通知を行って指導を行ったところであります。

○山下委員 我々も東日本を2回ぐらい視察してきたんですけど、南三陸町でも病院がすべてなくなっている状況がありました。あの実態を見たときに、移転とか、屋上がだめであれば、避難場所の確保とかそういう検討会を立ち上げていくべきじゃないかと思うんですが、本県での対策、対応の中でのハード面というので、これは国の力もあってこういう対策を講じていかなければならないんですが、具体的な国との交渉、折衝というのは今後の課題でしょうけれども、本県としての問題意識、そういう整理をされて、我々議会等にもそういう問題意識を出していただくべきじゃないかと思うんですが、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○甲斐危機管理局長 今のお話は防災計画の話かと思えます。今、津波等の見直しをしていますけれども、最終的にはそれを踏まえての被害を想定して、その被害を最小限、あるいは減少させるための防災計画をつくる、その中で各部と話をし計画をつくっていきたくて、このように思っております。

○中野委員 5ページと6ページ、説明があったかもしれませんが、自治会加入率と自主防災組織の現況、日付が一部違うところがありますが、大体がことしの4月1日現在です。5ページの全世帯数と6ページの全世帯数、大きいところでは、市で都城だけは7万5,772で合っていて、ほかの市が合っていないんです。それで合っている市町村が幾らかありますが、えびのを例

にとりますと、65の自治会数があつて、全世帯が9,052、6ページでは1万63あります。その差は恐らく自衛隊の官舎とかえびの高原に住んでいらっしゃる人とか、その他だと思うんです。この65の自治会に入っていないところ。ところが、65のうちで、自主防災組織では1万63すべてが組織に入っているという見方ですよ。そういうところが三股町、国富町、西米良村、五ヶ瀬町にあるんです。だから、自主防災組織の現況の組織率というのはあいまいじゃないかと思うんですが、どういうふうに理解すればいいですか。

○金井危機管理課長 自主防災組織の現況の世帯数につきましては、住民基本台帳に基づく3月31日現在のものを利用させていただいています。それと自治会の加入率につきましては、4月1日現在の実数的なもの、例えば世帯の中に2家族いても1世帯とカウントされる数字のとり方、両親が住んでおって子供の世帯がある、それでも1世帯と見られるところがございまして、数字のカウントのとり方によって差が出ているところでございます。

○中野委員 そういう問題じゃないと思えますよ、えびのを例にとれば、65というのは区の数ですから、私の地元を見てもそういう考え方じゃないと思うんです。この世帯数の差は、恐らく自衛隊官舎にいる人とか、えびの高原にいる人、そういう人たちは65が管轄できない地域なんです。それなのに自主防災組織に入っているというカウントの仕方がしてあるからおかしいんじゃないかという気がするんですけど、よく調べてください。

○金井危機管理課長 私どものやり方につきましては、前回も説明しましたとおり、自主防災組織があるところのカバー率というもので、そ

ここに管轄区域を示しておれば、そこを全部含めたという考え方が一つございまして、その点によるところの差になるかと思っております。

先ほど言われました自衛隊の官舎とかアパート関係につきましては、もう一度精査して考えていきたいと思っております。

○中村委員 先ほど高橋委員が、本当に防災を考える上で一番重要なことを言ったんです。いわゆる都市計画法はどうなっていますか。例えば、都市計画法の中でどういうところに家を建てさせないようにするのか。開発行為の申請、建築基準法、風致地区とかいろいろある。ここに家を建ててはならない、こんな色彩の家はだめだよというのがあるんです。それを危機管理局は、他の局だから我々はわかりませんというのは——あなた方が一番主体のところじゃないですか。それを他の部局のあれだからわからないということは、絶対、危機管理局では許されないと思います。苦言を呈したいと思います。国土法とか開発行為とか、都市計画法とか風致地区とかいろいろながらみがあるわけです。その中で家を建てようとするときに、防災を語るのにこのことを抜いて語れないです。それをほかの局がやっているなんていうのはとんでもないことです。局長、どう思いますか。

○甲斐危機管理局長 先ほどの防災計画の話ですけれども、これはいろんな中身を含んでおりまして、ハード面、例えば耐震性、それから避難等のソフトもあるわけです。そういう意味では全庁的に関係する部署の業務ですので、防災計画もそういったものをすべて反映してつくりたいと思っております。

そして先ほどの関係は、3ページの、今わかっております法律の中身、下のほうに、警戒避難体制をつくるとか、津波災害特別警戒区域をつ

くる。都計法とか建築基準法が関係すると思われるので、ほかの法律との兼ね合いも出てくるだろうと思っております。今わかっている内容から見ますとそういったところの関係してくるだろうと思っております。

○中村委員 局長、関係するだろうじゃなくて、関係するんです。これをちゃんとやっておかないと……。高橋委員、そのことを言われたんでしょう。

○金井危機管理課長 私の言い方も悪かったのでございますけれども、危機管理局としては地域防災計画を所管しておりますので、中身ににつきましては勉強不足だったというのも一つございます。ただ、法律が専門的でございますので、私たちも初めて聞いたものがございましたものですから、言葉足らずで申しわけございません。しっかりと勉強して地域防災計画に反映させていただきたいと思っております。

○丸山副委員長 福祉保健課のほうにお伺いしたいんですが、資料2のほうで、災害支援制度によって、9月議会でも補正予算で9億幾ら県のほうでも基金のほうに支出したと記憶しているんですけれども、今回の東日本大震災では支援制度によって全体でどれくらい支給される見込みとなっているのか。既にされたのかお伺いしたいと思います。

○阿南福祉保健課長 基金自体についての所管はうちではございませんが、被災者生活再建支援制度を所管している課として答えさせていただきます。

今回の東日本大震災の被災世帯に係る拠出金は、全体で4,400億円かかるというふうに言われております。生活再建支援制度を適用するものが4,400億円、そのうち国の負担が3,520億円、それから都道府県が拠出した基金でございます

が、基金からの負担額が880億円、4,400億円の20%に当たるものをこの基金から出すということでございまして、現在の基金残高は538億円でございますので、880億円ということになりますと342億円を追加拠出しなければならないということで、342億円のうち本県に割り当てられたものが3億9,000万円と聞いております。

それから、基金がゼロになってしまいますので、現在の基金残高と同額の538億円を再度積み立てる必要がございます。そのうち本県に割り当てられた分が6億1,000万円、合わせて10億円ほど9月補正で承認をいただいたというふうにお聞きしております。

○丸山副委員長 先ほどの中村委員と関連があるんですが、今後、ハード整備の中で家を建てられなくなる地域も指定されるということになってくるんですが、指定されても強制力はわかりませんが、2回災害を受けた場合に、災害支援制度も違反といいますか、そういうところも今後支給されるようになるのか整理はされているのでしょうか。

○阿南福祉保健課長 その点につきましては、被災者生活再建支援法が平成10年5月に成立いたしましたして、それからたびたび改正が行われて今の形になってきております。従来ですと、いわゆる実費支給という形だったものを、定額支給で、用途についても特定しないというように次々と改正されてきて使いやすい制度になってきております。ですから、今、副委員長の言われた件については、今後、国のほうがどういう対応をされていくのか注目していきたいというふうに考えます。

○井本委員長 ほかにありませんか。——いいですか。

それでは、これで執行部を終わりたいと思い

ます。御苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時48分再開

○井本委員長 委員会を再開します。

暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時10分再開

○井本委員長 休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。

最初に、次回委員会についてであります。

次回委員会は11月定例会中に行うことを予定しておりますが、執行部への説明、資料要求について、何か御意見や御要望等はございませんでしょうか。

実質的には執行部からの概要説明は最後となりますので、聞き残したことなどございましたら、よろしく願いいたします。今、気がつかなければ、また後からでも私のほうにでも言ってもらいますと、言っておきますので、今度が最後でしょうから。

○山下委員 きょうちょっとお伺いしたんですけど、5～6メートルの浸水が想定される施設等の箇所数が発表になったと思うんですが、あれなんか表として公表できないのでしょうか。もしわかれば、提示してもらえればと思うんです。

○井本委員長 ほかにはどうですか。あれば、あとでこちらに御要望いただくということでもよろしいですか。

それでは、協議事項（2）の条例の改正案についてであります。

前回の委員会終了後に行いました委員勉強会

において御協議いただきました内容を踏まえ、条例改正案を作成したところであります。

丸山副委員長のほうから御説明をお願いしたいと思えます。

○丸山副委員長 それでは、私のほうから説明させていただこうと思えます。

まず、資料1を見ていただきたいんですが、ここでこの条例改正の方向性を取りまとめさせていただきました。まず、必要性ということで、1に書いてありますとおり、これは、東日本大震災が起きたことを踏まえて地震・津波対策が必要であろうということをこの前議論させていただきましたので、それをまとめておる次第であります。

2のほうに見直しの大きな方向性ということで、(1)に書いております地域防災計画等の位置づけと計画的な推進、(2)に書いております地震・津波災害の拡大防止等、(3)が自助、共助等による地域防災力の強化等を踏まえて条例改正案をつくりました。2枚目には、皆さんたちのほうからいただいた意見、議論を踏まえて19項目書いております。

また、危機管理課のほうから、防災対策推進条例の改正に向けた意見ということで、県のほうからいただいた意見も参考にさせていただいて条例改正案をつくりましたので、それを細かく、この大きな資料に基づいて説明をさせていただこうと思えます。

まず、資料2の1ページ目をお開きください。左側のほうが現在の平成18年につくった条例です。右側のほうが改正案ということで見ていただければありがたいというふうに思えます。章立ても少し変えさせていただきました。第1章に総則がありまして、第2章に総合的な対策を掲げております。第1節に予防対策、第2節に

応急対策、第3節に復旧・復興対策、第3章に主な災害における減災対策ということで、これまでは風水害の拡大防止等だけだったのを、地震・津波災害の防止対策というのを入れさせていただいております。また、第4章に防災対策の総合的かつ計画的な推進等ということで章立てさせていただいています。

総則の基本になったのが、傍線を引いているところが改正しているところであります。ここを先に読ませていただきますが、上のほうの変更のない部分は飛ばしまして、中ほどの「しかし」から読ませていただきます。「しかし、平成23年3月11日に東北地方に未曾有の津波被害をもたらした東日本大震災の発生により、私たち県民は、本県でも発生しうる巨大災害の脅威と想定にとらわれず自らが判断し実行する防災対策の重要性を改めて認識させられたところである。自然災害の発生は防げないが、県民一人ひとりが防災力を向上させることでその災害は減らすことが可能である。特に、県土の大部分を中山間地が占め、過疎化、少子・高齢化の進展等により地域コミュニティの衰退が懸念される本県にあっては、地域の中でのつながりや地域間連携の強化を図ることが、災害を最小限に抑える大きな力となる」ということを書かせていただいています。細かいことは見ていただければありがたいと思っております。

2ページをお開きください。総則の中で、今いろいろと議論しております「自主防災組織」という言葉が前の条例で抜けておりました。これまでは県、市町村、県民、事業者だけだったのを、自主防災組織という言葉を入れさせていただいております。また、「本県の防災対策を総合的かつ計画的に推進する」ということも書いていなかったものですから、総則の中に入れさ

せていただいております。また、地域防災計画を県のほうも改定しているんですが、これについて全然定義がなされておられませんので、これもしっかりと定義させていただいております。

第3条になりますが、県の責務ということで、民間の事業継続性ということはあるんですが、県のほうにも事業継続するためのことも必要だろうということで、9番目に県の責務ということを書かせていただいております。

同じように、市町村の役割ということになりますが、市町村の役割の中に、実効性のある防災対策をつくるために、自主防災組織の加入率の向上などにしっかりと取り組んでいただきたいということを3番目に入れさせていただいておりますし、また6番目に、先ほど言ったことと同じで、県の業務が継続的にできるようにということを入れさせていただいております。

県民の責務として、県民は、地域での防災力を高めるために、率先して積極的に参加していただきたいということ、県民にもちゃんと防災力のためにやっていただきたいということを入れさせていただいております。

次に、第6条になりますが、事業者の責務ということで、これも事業継続を入れさせていただいております。

次に、4ページになりますが、ここは、先ほど言いましたとおり自主防災組織の役割を追加させていただいております。文章を細かくは読み上げませんが、ここに書いたとおり、自主防災組織の役割、そしてまた、自主防災組織は構成員を積極的に防災訓練等に参加させるように努めるということを書かせていただいております。

第2章になりますが、総合的な対策ということで予防対策を掲げておりまして、第8条まで

は変わらずで、第9条の中で、防災訓練等の実施の1は、左側に書いてあります県の取り組みに関してはちゃんと訓練を行うように努めるものとするという次の2つ目に、県は、災害が発生したときに、県の職員が的確に対応するために、特に県の職員に関して防災訓練意識を向上するべきだというような「努めるものとする」ということを書かせていただいております。

防災に関する教育の実施ということで、前回までは、左に書いてあるとおり「(大学を除く。)」と書いたんですが、大学も含めてやるべきで、また専修学校等も含めるという形に変えさせていただいております。

第11条になりますが、自主防災組織の育成ということで、県は、積極的に市町村に対して自主防災組織をつくるための支援に努めるものとするということも書かせていただいております。

第12条、人材の育成ということで、県民の防災意識を啓発するための一つの役割として防災士というのが注目されておりますので、「防災士」という言葉を含めて入れさせていただきました。

次に、5ページになりますが、広域的避難等ということでもあります。3つ目に、県は、大規模かつ広域的な災害に備えて県内外の連携・協力に努めるものとするということを書かせていただいております。

第14条災害時要援護者に対する避難誘導等ということでありまして、2つ目に追加ということで、市町村は福祉避難所の指定にできるだけ努めるものとする。また、要援護者はみずから市町村に対して自分の情報を提供するように努めると。個人情報保護の問題があったものから、できる限り要援護者と思われる方から自主的に努めていただきたいということを書かせていただいております。

また、医療救急体制の整備ということで、第15条を追加させていただいております。これは、県は、災害が発生した場合に、広域的な医療の連携に努めていただきたいということを含めて書いております。

第16条建築物の安全性の確保ということで、けれども、耐震診断とか耐震の改修に努めるということが書いていなかったものですから、そういう言葉を含めて書かせていただいております。

続いて、第17条に孤立地区対策ということで、道路などが決壊して通れない孤立地区が発生することが懸念されている地区があります。情報がまず第一でありますので、情報が途切れないこと、また備蓄に関しても市町村は努めるものとする、県はそれと連携しながらやっていくということを書いております。

6 ページに移っていただきまして、第20条に消防団等の充実ということを追加させていただいております。ここに書いてあるとおり、消防団の重要性をかんがみて、機能の強化に市町村は努めるものとするということを書いておりますし、県はその充実、機能強化に向けて支援するというを書かせていただいております。

次に、第23条、これも追加ですが、物資等の計画的な備蓄ということで、ここに関しては、要援護者、障害者団体との意見交換を踏まえたときに、きめ細かな備蓄もするべきだということも提言いただいておりますので、そういう言葉を中心に書いております。

第2節応急対策ということで、第24条の4番目、これは追加で書かせていただいておりますが、「県は、大規模かつ広域的な災害時において」ということを含めて調整に努めるものとするということを書かせていただいております。

第25条情報連絡体制の確立ということで、追加です。県のことしかこれまでは書いていなかったんですが、市町村についてももしっかり災害時における災害の情報などを集めて伝達体制に努めるものとするということを書かせていただいております。

飛びまして、第31条、避難情報への留意等ということで書かせていただいているのが、避難される時に共助という気持ちで、助け合いながらハザードマップをもとに避難するというふうに、書きぶりを少し変えさせていただいております。

次に、8 ページになります。第32条避難計画の策定ということで、追加で書かせていただいております。市町村は、あらかじめ自主防災組織、県等と連携して、法令に基づく避難の勧告並びに指示を出さなくてはいけないんですが、計画を「地域の特性に応じて策定するよう努めるものとする」ということを書かせていただいております。

また、第33条に避難所の運営体制等とあるんですが、避難所のマニュアル等を市町村でつくっていないところもあるものですから、それに対して県に、積極的に市町村は支援を求めてほしいということを書かせていただいております。

下のほうになりまして、第36条の5、これは県民が災害に対する情報を把握するためにラジオとかあるんですが、そういうのを自分から積極的に持ってほしいと、自助ということを書かせていただいております。

次に、第3章に、主な災害における減災対策という項目を設けさせていただいておりますが、第1節に、平成18年につくりました風水害の拡大防止等の改定、メインになります第2節に、地震・津波災害の拡大防止等を追加させていた

だいております。

平成18年につくった条例に、津波の部分とか地震の部分はこちらのほうにまとめて新たに追加した部分があると理解していただければありがたいと思います。

まず、第45条危険箇所の周知ということであり、ここに書いてありますのは、「県は、地震による津波、液状化により、著しい被害の発生が予想される地域を明らかにし、当該危険箇所を県民等に周知するよう努めるものとする」、2に「市町村は、地震・津波に関するハザードマップ等により危険予想地域を明らかにし、当該危険予想地域を地域の実情に応じた方法で住民に周知するよう努めるものとする。」としております。

第46条は重要な施設の電源維持ということで、このように書かせていただいております。

第47条に津波からの避難ということで、「県及び市町村は、津波が発生し、又は発生が予測される場合には、避難場所、避難経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するよう努めるものとする」ということで、今後想定される津波に対しての避難ビルとかの指定を考えていただければいいのかなと思っております。

第48条に被害の拡大防止ということで、県民は、地震が発生した場合において、2次災害の防止に努めるというようなことを書かせていただいております。また、3のほうには液状化の問題等も書かせていただいておりますので、県民、住民からの通報とか、ここが危険ですよということを伝えるような形に書かせていただいております。

第4章に防災対策の総合的かつ計画的な推進等ということで、新しく項目を追加させていただいております。地域防災計画を県のほうは改

定中でありまして、これに対する推進は進んでいるのかどうか、はっきりこれまで県民等に対しても知らせておりませんでしたので、その項目を書かせていただいたというふうに見ただけであればありがたいと思っております。

第49条に防災対策の推進ということで、県は、市町村、国その他の防災関係機関及び県民と連携、協働して、宮崎県地域防災計画等に基づき防災対策を的確かつ円滑に実施するように努めるものとするというふうに書いております。

第50条に目標の設定及び実施状況の点検、また第51条に防災対策の点検、第52条に県民防災意識の把握、静岡等がしっかり、県民がどれだけ防災意識を持っているのかという調査等もやっておりますので、そういう意識を県がちゃんと把握して、足りないときにはもう少し防災意識を求めるようにつなげていければということで書かせていただいております。

第53条には、昔の条例にあったのを、宮崎県防災の日ということで書かせていただいております。

大分飛ばした面もありますが、一応これで条例の説明にかえさせていただきます。

○井本委員長 これからの進め方ですが、1条ずつ検討していきますか、それともほかに方法があればと思いますが、1条ずつやっていきますか。

○高橋委員 一応全体を。

○丸山副委員長 それと、きょう執行部からいただいた中に「津波対策の推進に関する法律」というのが出てきておりまして、その中に、この中で触れていないのが、まちづくりという観点が抜けているような気がするものですから、その辺をどこかに入れたほうがいいんじゃないかと、きょうの執行部との意見聴取の中で感じ

ましたので、それをどういう形で入れたほうがいいのかというのを先に言わせていただければと思います。

○井本委員長 ほかにないですか。

○高橋委員 今、副委員長がおっしゃったようなことは、まさに私が言わんとしたところですが、開発行為とか建築の制限をどこかの条で盛り込んだほうが良いと思うんです。風水害でも該当するんです、津波だけじゃなくて。それをどこかに盛り込むべきだということ。

それと、常備消防に触れていませんよね。だから、条例では非常備のところを常備化すべきだということはどういうべきじゃないか。常備のところも、資料にあったように充足率がかなり開きがあるじゃないですか、充足率を高めるとか努めるとか、そういう1項目があってもいいんじゃないか。

○坂口委員 さっきの都市計画関係は、そのほかにもいろんな横断的なものが出てくると思うんです。それをまず頭のほうにぼんと持って行って、台風から地震からいろんなことありますよね。そんなものを、個別にじゃなくて、災害に対する視点からは、この部局なら部局が責任を持って横断的な計画とか策定に努めるとか、そういうのを1つ入れておくといいかなと思います。なかなか個別で入れるのは難しいと思います。

○井本委員長 宮崎県防災会議の話は。災害が起きたときの。

○丸山副委員長 地域防災計画の中にそういうのも入っていると思いますので、その中でオーソライズされることだから、そこまで書く必要があるのか。推進するということを最後の節に設けさせていただいていますので、それはしっかり確保していると私は思っています。

○井本委員長 余り細かいことを書いたら、また向こうとそごが出てくるという話もきょうしていたからね。

○徳重委員 防災教育という観点はどこかに入っていますか。

○丸山副委員長 はい、書いています。

○井本委員長 大学まで。

○前屋敷委員 自助、共助、公助の関係ですけど、今回、自助、共助をもう少し充実させようという話になっています。もちろん必要なんですけど、自助、共助を補完するものが公助だという基本理念みたいなものをうたっていくことは必要じゃないかと思うんです。公助があつて自助も共助も進むんだというようなところの規定のものが入ると……。前文の中あたりでもいいと思うんですけど。

○丸山副委員長 1ページ目に、「自助」「共助」「公助」ということをまず書かせていただいております。また、一番最後の「防災対策の総合的かつ計画的な推進等」というのは、全て「県は」と書いておりますので、そこで公助が一番大きな位置付けになっていくんだらうというふうに思っています。

○前屋敷委員 もう少し理念的に打ち出せるような表現が、公助も進んで……。

○井本委員長 自助、共助が中心であり、それを支援するものとして公助があると。

○前屋敷委員 よそのところも少し見てみたら、例ですけど、県民、自主防災組織、事業者の自助、共助の実践を県や市町村が補完しつつ、公助を実施し防災力を向上させるというような表現になっていたもので、これぐらいだったらしっかり公助の位置づけもいいかなと。

○井本委員長 そういう言葉がいいというわけですね。それはどこですか。

○前屋敷委員 和歌山でこういう表現がされているので。

○丸山副委員長 一番最初のところにつけ加えたらいいですね。

○前屋敷委員 前文の中にそういう位置づけがあるといいなと思って。

○井本委員長 「巨大災害の脅威と想定にとらわれず」というのじゃなくて、「巨大災害の脅威と想定に基づいて」とかじゃないの。

○丸山副委員長 「想定外」という言葉をよく言われていましたので、想定外じゃなくて、岩手のほうでは、「これ以上来たら危ないから逃げる」と言っただけですね。それで、想定外という言葉を入れないということで、想定外というイメージで……。

○井本委員長 想定外をイメージしているわけ。

○高橋委員 脅威と想定は別です。巨大災害の脅威。

○渡辺委員 「脅威と」の後に点を1つ打つと、丸山副委員長のおっしゃっている意味が。

○高橋委員 脅威と想定は別です。

○井本委員長 「巨大災害の脅威と、想定にとられない自らの判断」と。「脅威や想定にとられない自の判断」……。

○松崎書記 「巨大災害の脅威と、想定にとられず自らが判断し実行する防災対策の重要性」という区切りが正しいかと思えます。

○丸山副委員長 ばらばらになるとわからなくなるものですから、できればまとめていただけると。

○井本委員長 どういうふうにしますか。

○河野委員 一通り聞いてもらえますか。

5 ページです。「災害時要支援者に対する避難誘導等」の3番、「災害時要援護者は、避難等の支援が円滑に実施されるため市町村等に対し必

要な自らの情報をあらかじめ提供しよう努めるものとする」、自主防災組織の中では情報がなかなか得られないと課題になっているんですけど、条文として気になるのは、「災害時要援護者は」、ここを主語にしているというのがちょっと気になる。その方々に求めているというのが議論の余地というか、情報として必要なんだけど、この方を主語にするというのはどうかなというのがありました。つまり、みずから提供できない方もいらっしゃるんです。国がこの方々の実態を各自治体にアンケートをとった調査があるんですけど、さまざまな選択肢が結構あってですね。必要なだけけれども、この条文の形は議論をしたほうがいいかなという感想を持ちました。つまり応能的な要素が……。

○井本委員長 主語を、市町村はそういう人たちにできるだけ求めるものとするとしたほうがいいですか。具体的に言ってみてください。

○河野委員 議論をしてほしいということです。

○井本委員長 ほかにはどうですか。

○河野委員 「建築物の安全性の確保」の第16条、2行目、「県は、耐震診断及び耐震改修の実施状況を把握し」ということを求めているんですか、全既存建築物に対して。

○丸山副委員長 診断率を出していたんです。把握しているんです。

○河野委員 状況把握できているということでもいいですか。

○丸山副委員長 はい。

○河野委員 10ページ、「被害の拡大防止」の第48条、「県民は、地震が発生した場合において、火気の使用を停止する等火災の発生防止に努めるものとする」という条文があります。その前、例えば津波の被害、火災も考えられると思うんですが、直ちに避難しろという条文になってい

ます。それと48条の3、危険を察知したときには直ちに危険箇所から離れ云々かんぬんという条文があるんですけど、何か相反しているような、どうなのかという感想です。

結局、今回の津波で死亡された方々の原因の一つに、家に戻っていらっしゃる方がいるんです。そこら辺がどうなのか。2次災害を防ぐために必要な部分ですけど、今回津波で学んだこととしては「直ちに」というのが必要な部分だと思えるので、相反しているかなというのがありました。

○中野委員 津波の場合は矛盾しないと思うんです。今回もとにかく逃げろというわけだから。

48条の3項の場合は直ちにというのは……。

○松崎書記 48条につきましては、前の条文から、今ある現状の条例から、津波対策ということで後ろに持ってきた部分でございます。8ページの左側を見ていただきたいんですが、「二次災害の防止」のところの31条の5と6、ここは地震・津波災害の拡大防止等ということで、あえて各論的にここに持ってきたところがございます。

あわせて、先ほどの災害時要援護者の関係ですけれども、参考までに他県におきまして条例の中に、こういった表現が入っているところがありまして、ここは御協議をいただきたいと思っております。

○井本委員長 ほかに、いいですか。

○河野委員 はい。そういう感想でした。

○渡辺委員 3ページの事業者の責務のところ、新規に加えた3番の「復旧・復興対策に貢献するよう努めるものとする」、事業者の責任とか委員会の中でも議論がありました。一步踏み出すべきだという議論は重々わかるんですけど、一民間事業者等も含めて復興に貢献とい

うところまで踏み込んで、求めるものが非常に大きく——どっちにしても抽象的な表現ではあるわけですが、もともとは「協力するよう努めるものとする」から「貢献」と、一步、二歩踏み出した表現かと思えますので、とり方によってはいろいろとりようもあるかなという気がするので、そこが一つ気になった点です。

もう一つは、5ページの13条3のところ、「県は、大規模かつ広域的な災害に備え、県内外の地域間協力を得られる体制の整備に努めるものとする。」、また、若干似通ったものとして、応急体制のところ、6ページの一番最後の行の「県は、大規模かつ広域的な災害において」云々かんぬんとあるんですが、私はこの理念に非常に賛成で、こんなふうには打ち出すべきだと思うんですが、聞いてみると、県は、1つの町だけが被害を受けたようなときに隣町から助けるみたいなことをイメージした体制は考えているというか既に協議をしているようですが、沿岸部が全部べらっとやられたようなイメージのときには、実態としてほとんど今何もしていないという状況のようです。もちろん条例ができて、県の行政がそれに追いついていくという意味ではいいかと思うんですが、宮崎県の取り組みは今、内情ゼロというところも踏まえて条文化することが必要かなと。気になりましたのはその2点だけございました。

○松崎書記 丸山副委員長から御説明いただきました資料1の危機管理課の資料を見ていただきたいと思えます。まず貢献のところですけども、2ページ(2)企業防災の強化(位置づけ・企業BCP策定努力)、その下に「応急対策及び復旧・復興への貢献などのために」ということが書いてございましたものですから、ここを一つは参考にさせていただいた上で、正副委

員長と協議し記載しているところがございます。

広域的なところにつきましては、危機管理課の資料の（３）広域的な大規模災害時の県の調整機能が必要だということで危機管理課のほうで整理されていますけれども、基本的な相互協力の調整等について、地域間協力（県内・外）のあり方ということで整理されてありますものですから、ここを参考にしています。

○渡辺委員 後ろのほうの地域間協力に関しては、まさにこう進めるべきだろうと思うのでこれでいいと思うんですが、企業の部分のところは、県当局のつくっているプリントの中身は、企業が自分たちの事業の一日も早い復旧とか応急対策というのは、企業が企業としての利益を守るための行動でもあるし、地域で働く方々や地域の核になるというニュアンスにとれるんですけど、条文のほうは注意して読まないで、自分たちの事業の復旧ということだけではなくて、より地域のために何をするのかというふうにとられかねないところに、少し配慮というか工夫が要るのかなという認識を持ちました。

○坂口委員 対外的には協力のほうが妥当な気がする。

○井本委員長 一つ一つつぶしていきますか。ほかに問題点があれば出してみてください。

○右松委員 ５点ありまして、１つは、１ページです。下線の真ん中あたりに、「特に、県土の大部分を中山間地域が占め、過疎化、少子・高齢化の進展等により地域コミュニティの衰退が懸念される本県にあっては」という部分ですが、中山間地域はもちろん災害の可能性がありますので大事なんですが、もう一つは、本県特有の長い沿岸部を持っていますので、その部分を、例えば、「特に、県土の大部分が中山間地域で、かつ長い沿岸部もあり、さらに過疎化、少子・

高齢化」、やはり沿岸部は入れたほうがタイムリーなのかと思っています。危険性も非常に高いということも兼ねて、ここは沿岸部を入れたほうがいいということが１点です。

それから３ページ、県民の責務というところですが。文面はもちろんこれでいいと思うんですが、防災活動の中で図上訓練というのが——ついこの間も地域で図上訓練をやったんですが、かなり有効でした。改めて避難場所と避難ルート、色分けをしながらラインにマーカー引っ張っていきましたので。県民の責務の第５条の２の２段目の「防災活動」にプラス「図上訓練等に」、一緒ですけども、図上訓練というのをどこかに入れるといいのかなと思っています。

３点目ですが、５ページです。災害時要援護者に対する避難誘導等、先ほど主語の問題等ありました。その部分もちろん大事なんですが、そこはまた別に、「市町村等に対し必要な自らの情報をあらかじめ提供する」、一番必要なのは、当該地域の自治会組織が災害時要援護者の情報は必要であります。頼りになるのはお隣さんという援護者団体の方々の意見を集約すると、やはり市町村及び各町内会まで、市町村から自治会に情報をおろしてもらえということが前提であれば入れなくていいかもしれませんけど、そこがちょっと気になったところです。主語の問題は、例えば「災害時要援護者と市町村双方とも情報交換するように努める」とか、主語の部分はこれから議論の余地があるのかなと思っています。

４点目ですが、６ページの消防団等の充実です。「消防団及び水防団の組織の充実及び機能の強化に努める」、これはもう少し具体的に入れたほうがいいかなと思っています。その下の部分の「県及び市町村は（中略）物資及び資機材を

計画的に備蓄し」というふうに書いていますので、「消防団及び水防団の人員拡充や資機材の整備等組織の充実及び機能の強化」、ここら辺は大事なのかなと思っていますので、より具体的に書いてもいいのかなと思っています。

最後の10ページですけど、「津波からの避難」というところです。「避難ビルの指定及び設置に努める」、大体ここに書いてあるんですが、条例制定が、ビルの所有者にも避難ビルの指定を促すような、ビルの所有者にも一定の影響が出るような文言を入れてもいいのかな。「県、市町村は、避難ビルの指定及び設置に努める」、ニュアンス的には一緒なんですけど、よりビルの所有者の方々に行動を促すような条文が1つ入ると、非常に効果的になるのかなと思っています。以上の5点です。

○丸山副委員長 避難ビルの指定を受けるほうが協力しなさいということですね。1ページのほうは、確かに今言われたように沿岸部というのは重要だと思いますので、協議は必要だと思います。

○井本委員長 問題点出してもらって、後から協議しましょう。

○前屋敷委員 10ページの一番最後のところ、ここに避難云々というのがありますが、その前提に「避難困難地域を調査特定し」という部分、どこに入れるかは別としても、これは、津波が発生するおそれがある場合には逃げなさい、避難場所に行きなさいということになっているんです。逃げられる場合はいいんですけど、そういう施設も必要だったり、近くにビルがなければ一定のものをつくらなければならなかったりというものを特定するためにも、避難困難地域を調査し特定をして、そこには何らかの対策を打つことを位置づけることが必要かなと思うん

です。「避難困難地域を調査特定し」ということを入れて、どう対策を打つかというあたりにつなげていったらどうかと思います。

それと、3ページの県民の責務、県民の責務としてずっと挙げてあるんですが、第5条の3に(1)～(7)ありますが、ここを責務とするよりは、「県民の役割」というふうに、中身を見ますと、責務では余りにも任が重過ぎるようにもあるんです。

○井本委員長 「責務」というのを「役割」にするというわけですか。

○前屋敷委員 県民の責務は責務でいいんですけど、この中の3に具体的に7つほど挙げてあります。これあたりは、上のほうに「県民の役割として」とかで補完したらどうかと思うんです。

○丸山副委員長 3ページの左側でしょう。最後のほうが聞き取れなかったんですけど。

○前屋敷委員 県民の責務の第5条の3に7つほど具体的なものが提示してありますが、これもすべて県民の責務の中に入ってしまったているわけですね。7つの具体的なものは役割程度に表現したらどうかという提案です。検討していただけたらと思います。「家族間の連絡方法の確認」というのが6番にありますが、これも責務と位置づけるのかどうか。

○丸山副委員長 自助がまず必要だということで、18年のときから自助という形で書かせていただいています。

○井本委員長 ほかにはないですか。

今問題が出されたところを検討して、それでい겠습니까。そのほうが早いですね。

では、1ページいきます。長い沿岸とかいうことがありました。これは入れたほうがいいでしょうね、どうですか。

〔「採用」と呼ぶ者あり〕

○井本委員長 採用しましょう。

○高橋委員 1ページの自助、公助のところ。

○井本委員長 1ページの「自助」「共助」「公助」のところを、自助、共助を基本として、それを支えるために公助というのがあるんだということを書いてほしいと。当然といえば当然ですね。そういうふうにしていいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井本委員長 では、そうしましょう。

2ページはないですね。

3ページ、県民の責務を役割。皆さん、どうでしょうか。

○丸山副委員長 私の考えからすると、自助はしっかり取り組んでいただきたいというのがありますので、県民の責務というのはしっかり持っていていただくほうがいいんじゃないかと思っております。

○井本委員長 はっきり言って、これは違反したからといって罰則があるわけでもないし、責務のままでどうでしょうか。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井本委員長 3ページは、貢献、これはどうしますか。

○丸山副委員長 協力のほうが好ましいかもしれません。

○井本委員長 確かに文章的にも、協力のほうがいいかもしれませんね。貢献は、何か唐突な感じになりますね。

○高橋委員 5条の2項、防災活動を求めたいときに図上訓練を書いたら……。

○丸山副委員長 3の下のほうに「ハザードマップ等による避難地域……」等、ここに書いていますけれども、これをもう少し書いたほうがいいということですか。

○右松委員 第5条につけ加える形で、「図上訓練としてハザードマップ等による避難地域」でもいいと思うんです。図上訓練というのは非常に有効な手だてとして動いていますので、5条で。

○渡辺委員 5番でいう「ハザードマップ等による避難地及び避難所の位置並びに避難の経路及び方法の確認」というのが図上訓練。それをまとまってやるということですか。

○井本委員長 どうしますか。一応確認のために書いておきますか。「図上訓練として」と……。

○坂口委員 そうすると、横並びの部分をごとく入れないといかん。その辺をどうするかですね。列記していない部分が優先順位が低くなったりとか、どっちがいいか。

○井本委員長 普通は、列挙したときには、制限列挙か例示列挙という話が出てくるんです。これは例示列挙だと。刑法なんか制限列挙になる。

3ページは、このままでいいですね。

4ページは何かあったかな。

○丸山副委員長 4ページはなかったと思います。

○井本委員長 5ページ、災害時要援護者のところですか。確かにここはちょっと文章があれですね。こういう人たちの責任というところ。

○坂口委員 「市町村等」と書かれている部分をどう解釈するかですね。「自主防災組織」と入れるとなると。「等」の中に含まれているか。自主防災組織が基本中の基本だけど、訓練に参加すれば、当然そこは必要事項として把握している。

○松崎書記 避難所、避難経路の周知並びに要援護者等の対策については市町村の責任になってございます。「等」としましたのは、島山で自

主防災組織との意見交換をしましたがけれども、自主防災組織も含みますし、民生委員の方も含めるという意味も含めまして、ここは市町村等というくりでさせていただいております。

○井本委員長 主語をそっちのほうに持つてくると。「市町村等は」。

○松崎書記 「市町村等」としますと定義が必要になるかと思いますが、要援護者対策については市町村の役割でありまして、その実施の方策として、自主防災組織、民生委員、児童委員などが活用されているという実情がございます。

○井本委員長 14条の3項は主語の話があったでしょう。

○渡辺委員 今、事務局がおっしゃったのは、ここは市町村の責務の裏返しの逆向きのベクトルの条文として生かすというわけですね。

○井本委員長 裏返しね。では、書かなくてもいいということだ。

○河野委員 2ページ、定義の(6)「災害時要援護者 高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人等で災害時に特別な援護を要する者をいう」と定義しています。その方々を主語にしてこの文をしてしまうとどうなのか。特に障がい者、情報を与えられない人たちも存在すると思います。それを主語にするというのはどうなのかを議論していただきたい。

○坂口委員 これはプライバシーの問題をどうクリアするかで、そこが主語に入ってきたわけですね。だから、余り狭めないほうがいい。「等」でいいような気がするんですけどね。

○井本委員長 市町村が情報を集めるものとするというのは、どこに書いてあるんですか。

○丸山副委員長 3ページの3です。

○河野委員 4ページの右側の3に、自主防災組織の中で、その方々の支援を円滑に行うため

に、市町村、関係機関は情報を把握するよう努めるものとするという条文があるので。

○渡辺委員 あえて災害時要援護者に協力を得る必要があるかということです。

○高橋委員 14条の3を省いたらおかしいですか。

○坂口委員 これが入ってきたらプライバシーの問題でなかなか強制的にできないんじゃないかということで、ぐんと入り込んできた項目なんです。具体的な方法はいろんな方法があるわけで。裏返しで書かざるを得なかったというところに無理があったかもしれない。

○井本委員長 削除でいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井本委員長 では、削除します。

5ページはいいですね。

○丸山副委員長 耐震の話はいいですか。——いいですね。

○井本委員長 では、6ページ。消防団の話があったですね。

○高橋委員 組織をもっと具体的に書けということでした。人員、資材、機材の充実。

○井本委員長 どうですか、そのようにもうちょっと具体的に。

○高橋委員 消防団の人員及び資機材の充実ということですか。

○井本委員長 それを入れましょうか。

○渡辺委員 1つだけ、今の部分ですが、消防団は、本来、消防面での役割があるわけですね。もちろん防災対策の役割もあるのはわかるんですが、そのときに資機材の拡充というのが、この条例でいうところの災害に火災は入ってないですよ。最初のほうで列記している災害は、「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象」と言っているわけです。

消防団の資機材の充実等まで求めるということは、消防で図るべき能力の向上、資機材の強化という部分と、防災で求めるときに、消防団をざくっとくくった言い方なのかで、防災上でどこまでいうのか。消防に関して県がどのぐらい整備されているのかわかっていない部分がありますけれども、そことの兼ね合いは全く気にする必要はないのか。その辺はいかがでしょうか。

○坂口委員 ここに入れば一定の基準とか根拠が要ります。今言われるように、消防団、火消しという感覚なものだから、消防自動車からホースから物を壊すため、そういうものは消防の器具機材の中で整備できるけど、今のように水防となったとき、救命胴衣、水門を閉める、そういうのが整備できないんです。だから、今言われるようにここにを入れる表現の仕方というのは、根拠を見たときには難しいかもわかりません。何千円かのものだけど、それを買う根拠法も何もないものだから。どんな表現をするかですね、基準がないとどこを目指せばいいのかというのがあります。努力目標のレベルというか。

団員の人的なものなら、定数というのがあるから、そこが一つの基準になっていくけどですね。

○渡辺委員 そこだけで具体的にするのかどうか。

○徳重委員 消防団は、地震、震災に対する訓練、基本的なものはやっていないわけです。火災が中心。津波に対する訓練はしていないでしょう。

○坂口委員 沿岸部ではやっています。

○井本委員長 消防団はここにしか出てこないんですか。予防対策のところに入っているわけだな。消防団はどこに入れたらいいのでしょうか。

大ざっぱに、最初予防をやって、対策して、復旧となっているわけです。その下に各論として風水害、地震とある。そして一番最後に別枠として防災対策、こういう大ざっぱな体系になっているわけです。消防団はこれ1条しかないんでしょう。

○丸山副委員長 そうです。

○山下委員 木花のほうに調査に行ったとき消防団代表が来ていました。消防団の責任を余り言われても、みずから避難することだと。そういう話も消防団の人がしたような気がするんですけどね。

○坂口委員 市町村の責務によって充実させることだから、消防団の責任じゃない。

○井本委員長 消防団の充実というのは、最後の計画のところあたりに入れたほうがいいんじゃないですか。

○河野委員 前回の防災条例の策定状況の中で消防団の扱いというのが全然議論されなかった。

○坂口委員 足りんから足りんからで足してきたから、変則に……。

○丸山副委員長 防災関係機関という中に一まとめになっていると思うんです。18年度のときにそういうイメージで書いて、消防団員を特別重視しなさいというのは書かなかったんです。

定義、2ページに「防災関係機関」と書いてあります。

○松崎書記 消防団等の充実につきましては、岡山県も同じものが規定されておまして、場所につきましては予防対策でございます。

○井本委員長 これでいいですか。

○右松委員 坂口委員が言われた、根拠法、基準とかが求められると、確かに、資機材の整備がどれが基準になってくるのかとなると答えづらいところがあるので、この条文のままだもい

いかなど。

○井本委員長 余り細かいことにするとそごが生じますので。議員条例だから。

6 ページはなかったですか。

7 ページはなかったですかね。

8 ページもないですね。

9 ページもない。

10 ページは、津波からの避難ビルの指定とか、これなんかどうですか。

○丸山副委員長 この中に書いているのが、第47条に避難場所という大枠を書いて、これの確保に努めるものとするを書いてるんですけど、具体的に書いたほうがいいのか、もしくは指定するときに住民は協力しなさいということをも右松委員は言われていると思うので、どこまで細かく書くかということだろうと思います。

○井本委員長 細かく書いたら切りがない。計画をつくるわけだから。

このくらいで限度じゃないでしょうか。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井本委員長 あとは何かありますか。

○丸山副委員長 前屋敷委員が言われたのは、避難困難地域の指定。

○松崎書記 それにつきましても市町村の役割であろうかと思うんです。県の条例ですので、どこまで定めるかということがあろうかと思われれます。

○前屋敷委員 具体的過ぎるわけですね。言われてみればそうですね。

○井本委員長 それはハザードマップでつくるんじゃないの。

○徳重委員 45条で「市町村は」というところまでしているから。

○井本委員長 いいですか。

○前屋敷委員 言われればそうですね。

○高橋委員 冒頭の常備消防は入れんでいいですか。

○井本委員長 どこに入れますか。消防の話はなかなか難しいから。

○前屋敷委員 地域防災力の強化。

○河野委員 広域消防体制を議論している最中に、こっちで先例をつくるというのはちょっと。

○坂口委員 使い分けの中の指導ぐらいの領域かもしれないですね。

○高橋委員 入れるとしたら、細かく書く必要はないと思うんですけど。

○井本委員長 今のほどこに入れますか。市町村の責務ですか。

○坂口委員 法的には広域と単独と、垂直補完になるというのものないですか。

○高橋委員 将来的に一本化になるのもあります。

○坂口委員 行っては途中でとまりよるけど、計画としてはですね。市に対して町村は水平補完してもらおう方向も……。

○高橋委員 次回でもう一遍。

それと、冒頭の副委員長もおっしゃった、まちづくり。宮崎県の条例にはぜひ入れたほうがいいと思う。先進例になったほうがいいと思う。

○井本委員長 ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松崎書記 まちづくりのところは入れるということですか。

○高橋委員 次の段階で検討、難しいから。

○井本委員長 積み残しということで、その2点はもう一回。

○丸山副委員長 私の感覚からすると、津波対策のところにはしか入れられないと思うんです。風水害のほうにも入れたいんですけども、法

律がないものですから、風水害ではなくて津波対策の個別案件対策の中に、書けるならそこしかないのかなと。

○井本委員長 時間的に余り余裕がなくて、11月の定例会中に政策条例検討会議の開催を求めて、今、協議した内容を含めて条例をつくりたいということを説明しないといけないわけですが、そのように進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井本委員長 では、進めさせてもらいます。

最後になりますが、協議事項（3）のその他でございます。

参考資料、県外調査の件です。

○松崎書記 当初は花巻空港に直に行くようになっておりましたけれども、仙台空港を経由いたしましたして、仙台空港は被災しておりますので、ここの状況も見ていただくと、そういった行程にさせていただきたいと思っております。

○井本委員長 何か御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○井本委員長 ほかに何かございませんか。

それでは、本日の委員会で御協議いただく内容についてはすべて終了いたしました。

これで委員会を終わりたいと思います。

午後2時31分閉会